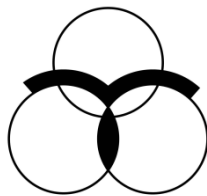


高取町第2期障害者基本計画及び
高取町第6期障害福祉計画・
高取町第2期障害児福祉計画



令和3年3月

高 取 町

ごあいさつ

高取町では、平成 27 年 3 月に「高取町障害者基本計画」、平成 30 年 3 月に「高取町第 5 期障害福祉計画」「高取町第 1 期障害児福祉計画」を策定しました。計画期間中におきましては、障害のある人への支援施策を推進するとともに、ニーズに応じたサービスの提供に努めることで、障害のある人が地域の中で安心して、自立した生活を送ることができるよう取り組んでまいりました。



その間、国においては、障害者の権利擁護、生活支援、就労等の幅広い分野で法整備が進められてきました。平成 30 年 4 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう支援の充実が求められ、さらに、福祉分野全体では、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が目指されるなど、地域の中で理解し合い、協力していくことがより一層重要となっています。

このような状況と、高取町のこれまでの取り組みや新たな課題、障害のある人のニーズ等を踏まえ、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに、「高取町第 2 期障害者基本計画及び高取町第 6 期障害福祉計画・高取町第 2 期障害児福祉計画」を策定しました。引き続き、『一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり』を基本理念として掲げ、障害の有無に関わらずそれぞれの個性が尊重され、すべての人がいきいきと輝くことができるまちを目指して取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました高取町第 2 期障害者基本計画等策定委員の皆さま、並びに関係機関・団体の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の推進にあたり、皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

高取町長 中 川 裕 介

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 障害のある人を取り巻く現状	7
1 人口と世帯数	7
2 障害のある人の状況	8
3 各種サービスと事業の状況	14
4 アンケート調査結果からみる現状	22
5 団体ヒアリング調査結果からみる現状	39
6 高取町の課題	44
第3章 計画の基本的な考え方	46
1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 施策体系	49
第4章 第2期障害者基本計画	50
基本目標1 障害のある人への理解の促進	50
基本目標2 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 ...	53
基本目標3 相談体制・情報提供の充実	55
基本目標4 地域生活を支える支援の充実	57
基本目標5 安全・安心な環境づくり	60
基本目標6 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり	62
基本目標7 行政サービス等における配慮の推進	64
第5章 第6期障害福祉計画	65
1 令和5年度までの成果目標	65
2 障害福祉サービスの見込み量	70
3 地域生活支援事業の見込み量	75
4 その他活動指標の見込み量	83
第6章 第2期障害児福祉計画	86
1 令和5年度までの成果目標	86
2 障害児福祉サービスの見込み量	87

第7章 計画の推進方策と体制	89
1 計画の推進体制	89
2 計画の進捗管理と評価	90
資料編	91
1 計画策定過程	91
2 計画策定委員会設置要綱	92
3 計画策定委員会委員名簿	93
4 用語集	94

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

本町においては、平成 27 年 3 月に「高取町障害者基本計画」を策定し、『心やすらぐ福祉のまちづくり』を基本理念とし、障害のある人に係る施策を計画的に推進してきました。また、平成 30 年 3 月に「高取町第 5 期障害福祉計画」「高取町第 1 期障害児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に努めてきました。

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。また、平成 30 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図ることなどが求められています。

平成 26 年 1 月には、国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准しました。また、平成 28 年 4 月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関等には合理的配慮の提供が義務づけられました。

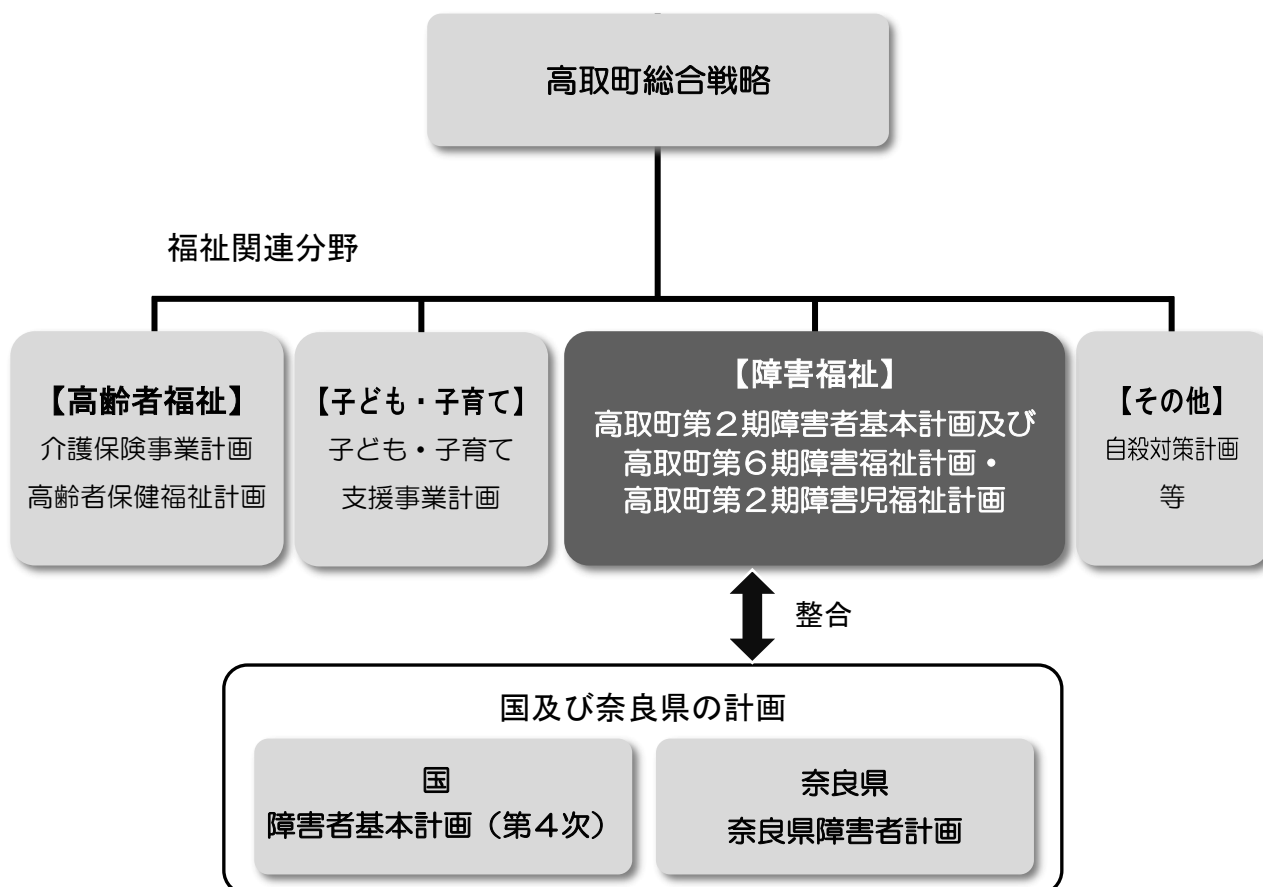
このたび、「高取町障害者基本計画」「高取町第 5 期障害福祉計画」「高取町第 1 期障害児福祉計画」がともに令和 2 年度をもって計画期間を終了することから、これまでの本町の取り組みを継承しつつ、新たな国の障害者制度の動向や県の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けてさらなる取り組みを推進するため、「高取町第 2 期障害者基本計画及び高取町第 6 期障害福祉計画・高取町第 2 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

「高取町第2期障害者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定める計画です。また、本町の「高取町総合戦略」を上位計画とし、国の「障害者基本計画（第4次）」、奈良県の「奈良県障害者計画」、本町の他の関連計画との整合性を踏まえ、策定しています。

「高取町第6期障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「高取町第2期障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービス見込み量を確保するための方策等を定める計画です。



◆障害者関連法整備の主な動き

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月 「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27 年	1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
平成 28 年	4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等

平成 30 年	3 月	「障害者基本計画（第 4 次）」策定
	4 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） ・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	6 月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	4 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・ 「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。ただし、「高取町第6期障害福祉計画」及び「高取町第2期障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者 基本計画	高取町障害者基本計画 (平成27年度～)			高取町第2期障害者基本計画					
障害 福祉計画	高取町第5期障害福祉計画			高取町第6期障害福祉計画			高取町第7期障害福祉計画 (予定)		
障害児 福祉計画	高取町第1期障害児福祉計画			高取町第2期障害児福祉計画			高取町第3期障害児福祉計画 (予定)		

見直し

見直し

4 計画の策定体制

(1) 各種会議等での審議

計画策定にあたっては、「高取町第2期障害者基本計画等策定委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

(2) 計画の評価・検証の実施

「高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画・高取町第2期障害児福祉計画」の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課に照会し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。

(3) アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、町内に住む障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(4) ヒアリング調査の実施

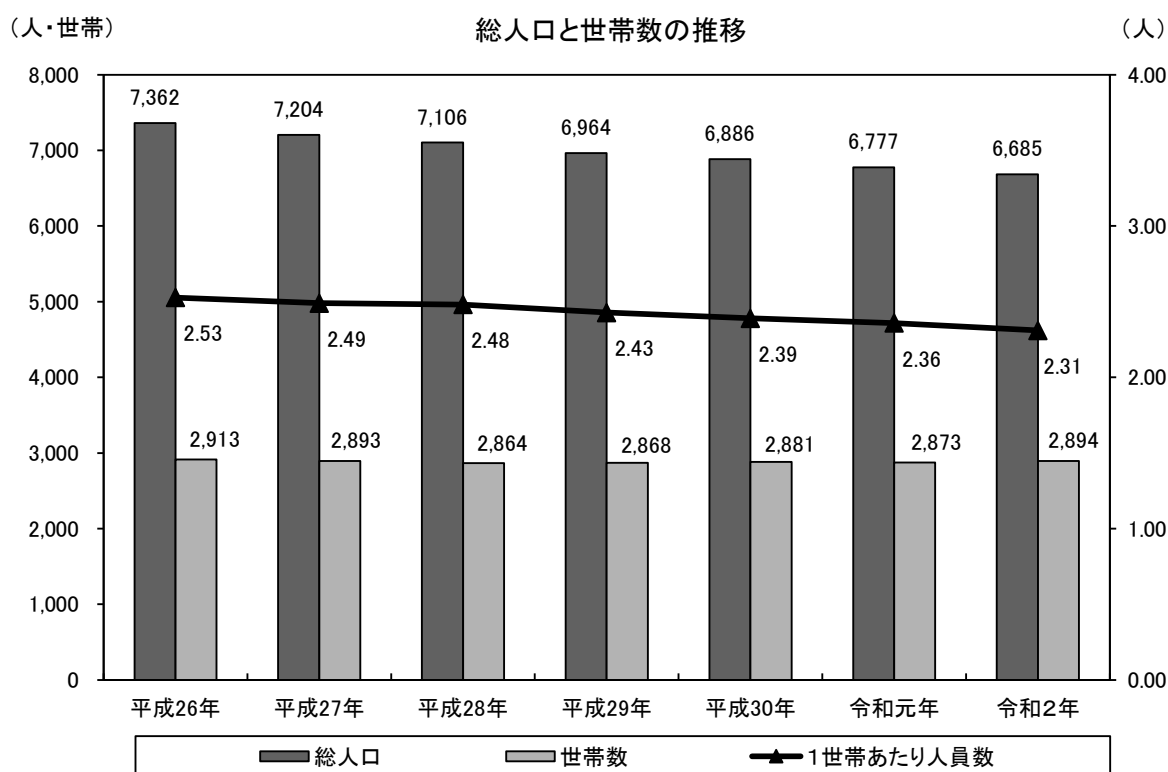
障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性等について「保育園・幼稚園・小学校・中学校・養護学校」「障害者相談支援機関」「橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会」にヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口と世帯数

本町の総人口は、年々減少しており、令和2年には 6,685 人となっています。

他方、世帯数は増減を繰り返しながら推移しており、令和2年には 2,894 世帯となっています。1 世帯あたり人員数は、年々減少しており、令和2年には 2.31 人となっています。

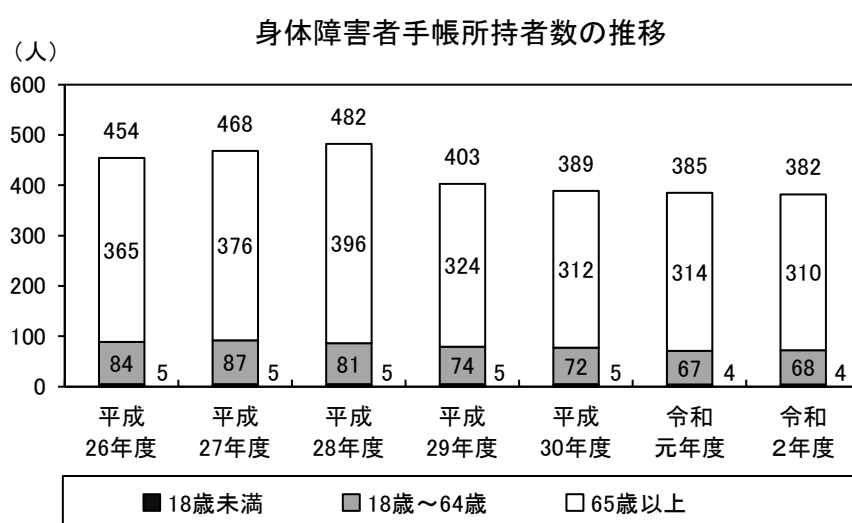


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

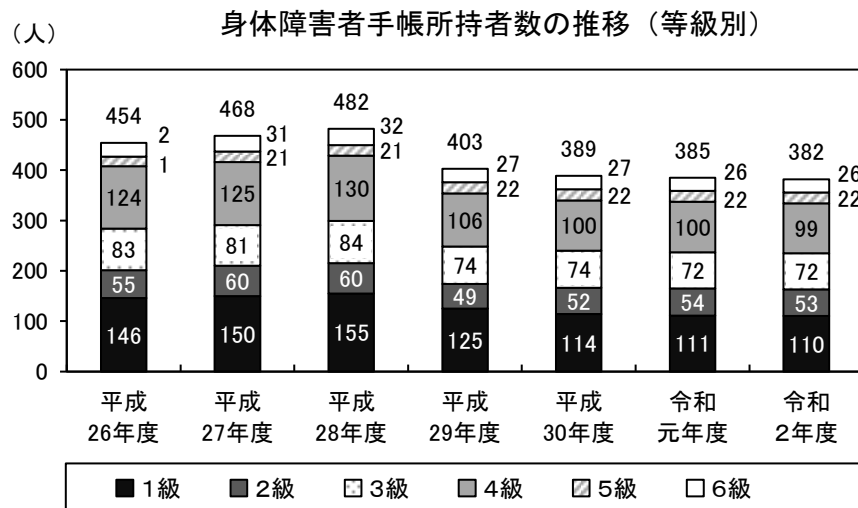
身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度以降、減少傾向となっており、令和 2 年度には 382 人となっています。年齢別にみると、令和 2 年度では「18 歳未満」が 4 人、「18 歳～64 歳」が 68 人、「65 歳以上」が 310 人で、「65 歳以上」が全体のおよそ 8 割を占めています。



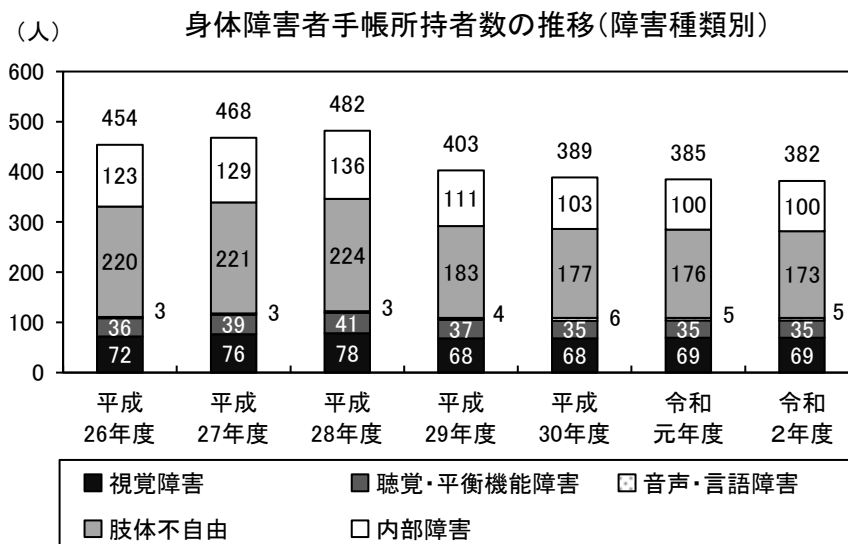
資料：福祉課
(各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 6 月末現在)

等級別にみると、いずれの年度においても「１級」が最も多く、次いで「４級」「３級」が多くなっています。令和２年度では「１級」が１１０人、次いで「４級」が９９人、「３級」が７２人となっています。

障害の種類別にみると、いずれの年度においても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」「視覚障害」が多くなっています。令和２年度では「肢体不自由」が１７３人、次いで「内部障害」が１００人、「視覚障害」が６９人となっています。



資料：福祉課
(各年度３月末現在、令和２年度は６月末現在)

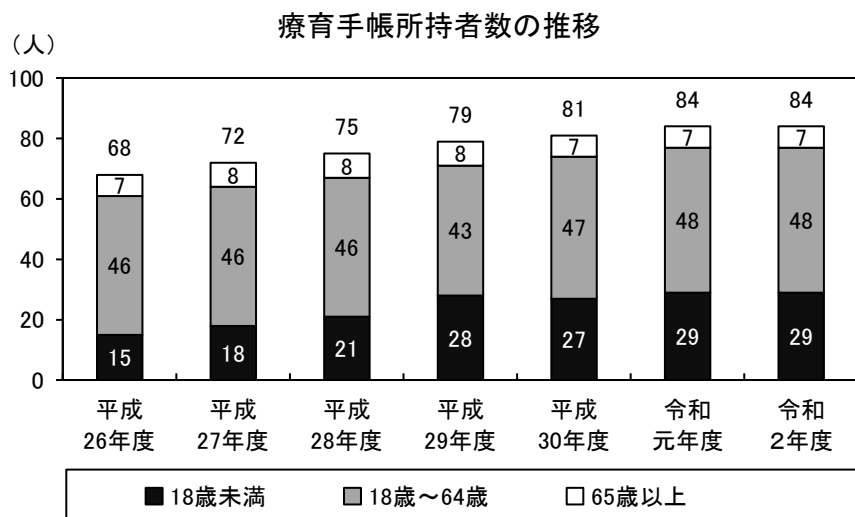


資料：福祉課
(各年度３月末現在、令和２年度は６月末現在)

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年度には84人となっています。年齢別にみると、令和2年度では「18歳未満」が29人、「18歳～64歳」が48人、「65歳以上」が7人で、「18歳～64歳」が全体のおよそ6割を占めています。

判定別にみると、令和2年度では「A」が41人、「B」が43人となっています。



資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

療育手帳所持者数の推移(判定別)

単位：人

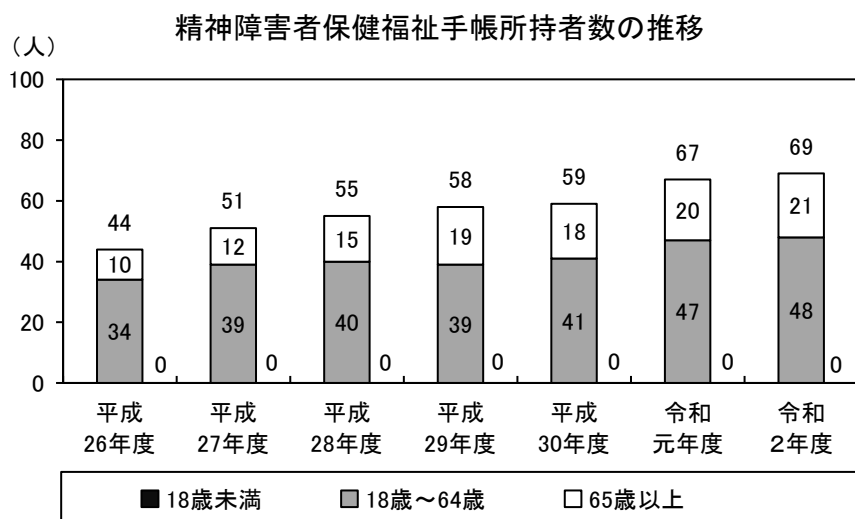
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
A	A	23	20	19	11	10	10	10
	最重度A1	10	10	10	10	10	10	10
	重度A2	8	12	12	22	20	21	21
B	B	6	5	5	4	4	3	3
	中度B1	9	10	11	12	12	12	12
	軽度B2	12	15	18	20	25	28	28
総数		68	72	75	79	81	84	84

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和2年度には69人となっています。年齢別にみると、令和2年度では「18歳未満」が0人、「18歳～64歳」が48人、「65歳以上」が21人で、「18歳～64歳」が全体のおよそ7割を占めています。

等級別にみると、令和2年度では「2級」が41人と最も多く、次いで「1級」が18人、「3級」が10人となっています。



資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

精神障害者保健手帳所持者数の推移(等級別)

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	7	8	9	13	14	18	18
2級	33	38	40	41	40	40	41
3級	4	5	6	4	5	9	10
総数	44	51	55	58	59	67	69

資料：福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

(4) 自立支援医療費受給者数の推移

更生医療の受給者数は、近年増加傾向にあり、令和 2 年度には 22 人となっています。

育成医療の受給者数は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけてはほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度以降は 0 人となっています。

精神通院医療の受給者数は、増加傾向で推移しており、令和 2 年度には 80 人となっています。

自立支援医療費の受給者数

単位: 人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
更生医療	13	18	13	13	15	19	22
育成医療	3	4	2	2	3	0	0
精神通院医療	35	60	56	65	70	75	80

資料: 福祉課
(各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 6 月末現在)

(5) 障害のある子どもの状況

特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度時点で小学校が11人、中学校が14人となっています。また、通級教室の在籍者数は、令和元年度以降は0人となっています。

特別支援学級の在籍者数

単位:人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校	11	11	16	18	14	15	11
中学校	5	10	7	8	10	9	14
通級教室	0	0	0	1	1	0	0

資料:福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

※通級教室…小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、週に何時間か障害に応じた特別な指導を受ける教室

特別支援学校の在籍者数は、令和2年度では「小学部」が1人、「高等部」が2人となっています。

特別支援学校の在籍者数

単位:人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
幼児部	0	0	0	0	0	0	0
小学部	0	0	0	0	0	1	1
中学部	3	3	2	0	0	0	0
高等部	0	4	4	6	4	4	2
総数	3	7	6	6	4	5	3

資料:福祉課
(各年度3月末現在、令和2年度は6月末現在)

3 各種サービスと事業の状況

(1) 成果目標の達成状況

第5期障害福祉計画では、これまでの実績や本町の実情等を勘案し、成果目標を設定しました。達成状況等は次のようになっています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

＜第5期計画における国の基本指針＞

- 施設入所者の地域移行：平成 28 年度末時点から9%以上移行
- 施設入所者数の削減：平成 28 年度末時点から2%以上削減

＜現状＞

令和2年度末時点で、地域生活への移行者数は1人、施設入所者数の削減は1人が見込まれ、目標の達成率はともに50.0%となっています。

【基準値】平成 28 年度末時点の施設入所者数：12 人

項目	目標値		令和2年度	
			実績値 (見込み)	達成率
地域生活移行者数の増加	2 人	16.7%	1 人	50.0%
施設入所者数の削減	2 人	16.7%	1 人	50.0%

② 福祉施設から一般就労への移行等

<第5期計画における国の基本指針>

- 福祉施設から一般就労への移行：平成 28 年度実績の 1.5 倍以上
- 就労移行支援事業利用者数の増加：平成 28 年度末時点から 2 割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加：就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする
- 就労定着支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする

<現状>

令和 2 年度末時点で、福祉施設から一般就労への移行者数は 1 人となる見込みであり、目標の達成率は 50.0%となっています。

就労移行支援事業の利用者数は、現在 2 人となっており、目標を超える増加となっています。就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数は、0 か所となっています。就労定着支援事業による定着率については、サービスの利用者がいなかったため、実績はなしとなっています。

【基準値】平成 28 年度の一般就労への移行者数：0 人

項目	目標値	令和 2 年度	
		実績値 (見込み)	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	2 人	1 人	50.0%

【基準値】平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数：0 人

項目	目標値	令和 2 年度	
		実績値 (見込み)	達成率
就労移行支援事業の利用者数の増加	1 人	2 人	200.0%
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の増加	1 か所	0 か所	
就労定着支援事業による職場定着率の増加	8 割以上	—	

③ 障害児支援の提供体制の整備等

<第5期計画における国の基本指針>

- 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
- 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

<現状>

児童発達支援センターは未設置で、今後も引き続き検討が必要です。主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町外の事業所にて対応します。医療的ケア児のための関係機関の協議の場については、未設置となっています。

項目	目標値	令和2年度
		実績値(見込み)
児童発達支援センターの設置	圏域で設置	0 か所
保育所等訪問支援の実施	有	有
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無

（２）障害福祉サービスの状況

第5期障害福祉計画で設定した見込み量に対するサービスの提供状況は、次のようになっています。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）については、計画値を下回って推移しています。

同行援護については、平成 30 年度、令和元年度は計画値を上回っていましたが、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により利用人数及び利用時間が減少しています。

行動援護については、利用時間が増加傾向にあり、令和元年度、令和 2 年度は計画値を上回っています。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間/月	145	169	141	183	157	197
	人/月	11	12	11	13	13	14
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	118	91	111	100	57	109
	人/月	13	10	15	11	11	12
行動援護	時間/月	63	87	96	87	120	87
	人/月	4	6	5	6	5	6
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は4～10月の実績を基に算出しています。

② 日中活動系サービス

生活介護については、計画値を下回って推移しています。

就労移行支援については、令和2年度より利用があります。

就労継続支援（A型）については、平成30年度、令和元年度は利用人数が計画値の半数でしたが、令和2年度より増加しています。

就労継続支援（B型）、短期入所については、計画値を大幅に下回って推移しています。

療養介護については、令和元年度、令和2年度は計画値を上回っています。

自立訓練（生活訓練）、就労定着支援については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
生活介護	人日/月	518	670	528	670	541	690
	人/月	25	34	25	34	25	35
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	6	0	6	0	6
	人/月	0	1	0	1	0	1
就労移行支援	人日/月	0	0	0	2	26	4
	人/月	0	0	0	1	2	2
就労継続支援（A型）	人日/月	41	84	33	84	74	84
	人/月	2	4	2	4	4	4
就労継続支援（B型）	人日/月	81	177	102	197	106	217
	人/月	5	9	6	10	6	11
就労定着支援	人/月	0	1	0	1	0	1
療養介護	人/月	1	1	2	1	2	1
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	2	10	4	15	4	20
	人/月	1	2	1	3	1	4

※令和2年度は4～10月の実績を基に算出しています。

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、平成 30 年にグループホームが 1 か所開設されたため、利用人数は増加しており、計画値を上回っています。

施設入所支援については、令和 2 年度で計画値を上回っています。

自立生活援助については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	11	10	12	10	12	10
施設入所支援	人/月	10	11	10	10	11	10
自立生活援助	人/月	0	1	0	1	0	1

※令和 2 年度は 4～10 月の実績を基に算出しています。

④ 相談支援

計画相談支援については、計画値を大幅に上回って推移しています。

地域移行支援、地域定着支援については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援	人/年	97	75	131	80	160	85
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	0	1
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0	1

※令和 2 年度は 4～10 月の実績を基に算出しています。

(3) 地域生活支援事業の状況

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、計画期間中の実施はありませんでした。障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業については、概ね計画値通りの実施となっています。

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業については、計画値を上回って推移しています。移動支援事業、日中一時支援事業については、計画値を下回って推移しています。

事業名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無/年	無	有	無	有	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無/年	無	無	無	無	無	有
障害者相談支援事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1	1	0	1
意思疎通支援事業	人/年	2	2	3	2	5	2
日常生活用具給付等事業	件/年	170	159	174	171	210	184
介護訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	0	1
自立生活支援用具	件/年	3	1	0	1	0	1
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	2	1	2	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	3	1	0	2
排泄管理支援用具	件/年	163	154	169	166	208	178
住宅改修費	件/年	1	1	0	1	0	1
移動支援事業	時間/年	2,382	3,216	1,973	3,248	1,515	3,280
地域活動支援センター機能強化事業	か所/年	1	3	1	3	0	3
	人/年	1	3	1	3	0	4
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	1	0	1
日中一時支援事業	人/年	2	3	2	3	3	4
更生訓練費給付事業	件/年	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は4～10月の実績を基に算出しています。

(4) 障害児福祉サービスの状況

児童発達支援については、利用人数は計画値を上回って推移しています。放課後等デイサービスについては、利用日数は概ね計画値通りに推移していますが、利用人数は計画値を下回っています。

障害児相談支援については、計画値を大幅に上回って推移しています。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画期間内の利用はありませんでした。

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
児童発達支援	人日/月	57	60	63	70	95	80
	人/月	11	6	10	7	11	8
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人日/月	56	56	66	61	67	66
	人/月	6	11	5	12	6	13
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	人/年	42	17	38	19	33	21
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数	人/年	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は4～10月の実績を基に算出しています。

4 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

●調査目的

計画策定にあたり、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査地域：高取町全域

●調査対象者：高取町在住の障害者手帳所持者

●調査期間：令和2年6月16日～7月6日

●調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等） 郵送による配布・回収

●回収結果

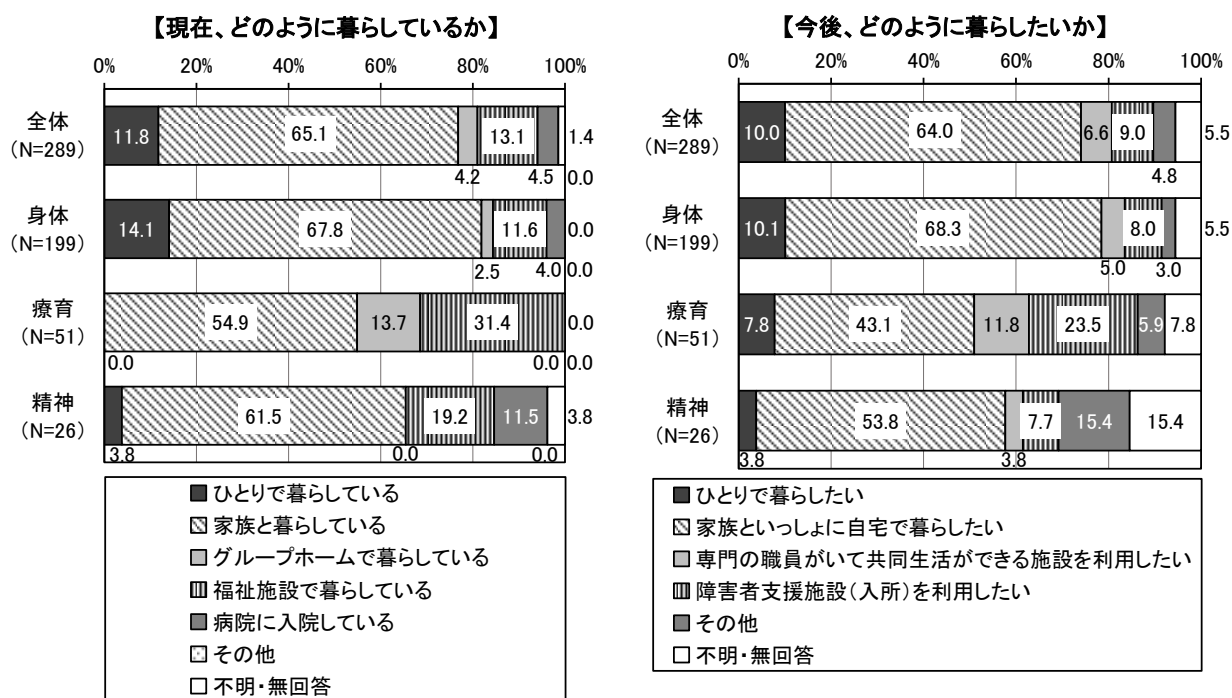
配布数	有効回答数	有効回答率
521 件	289 件	55.5%

(2) 調査結果

① あなたの生活のことについて

■現在・今後の暮らしについて

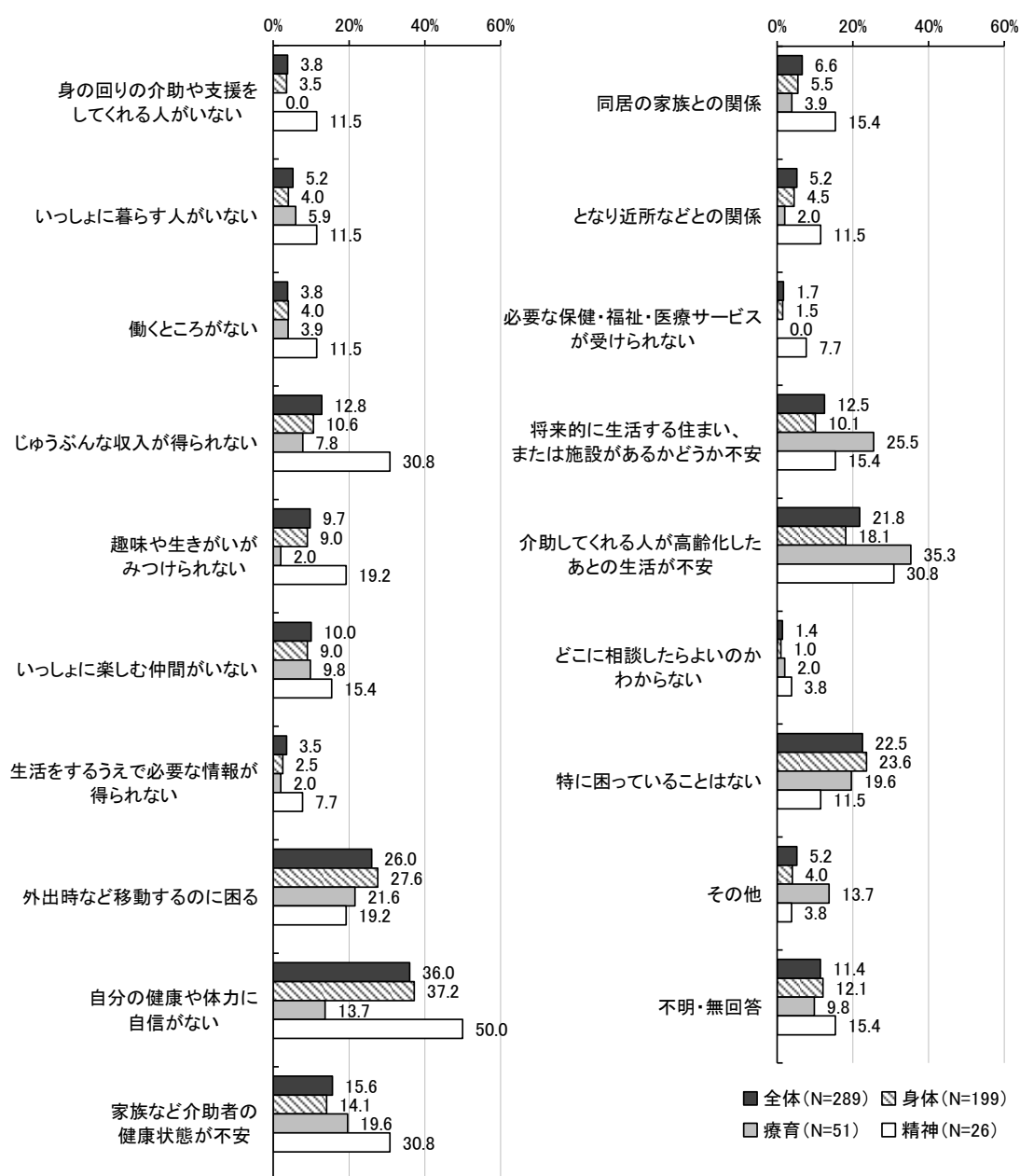
- ・現在の暮らしについて、身体・療育・精神ともに「家族と暮らしている」が最も高く、次いで身体では「ひとりで暮らしている」、療育・精神では「福祉施設で暮らしている」となっています。
- ・今後の暮らしについて、身体・療育・精神ともに「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高く、次いで身体では「ひとりで暮らしたい」、療育・精神では「障害者支援施設（入所）を利用したい」となっています。



■現在の生活で困っていることについて

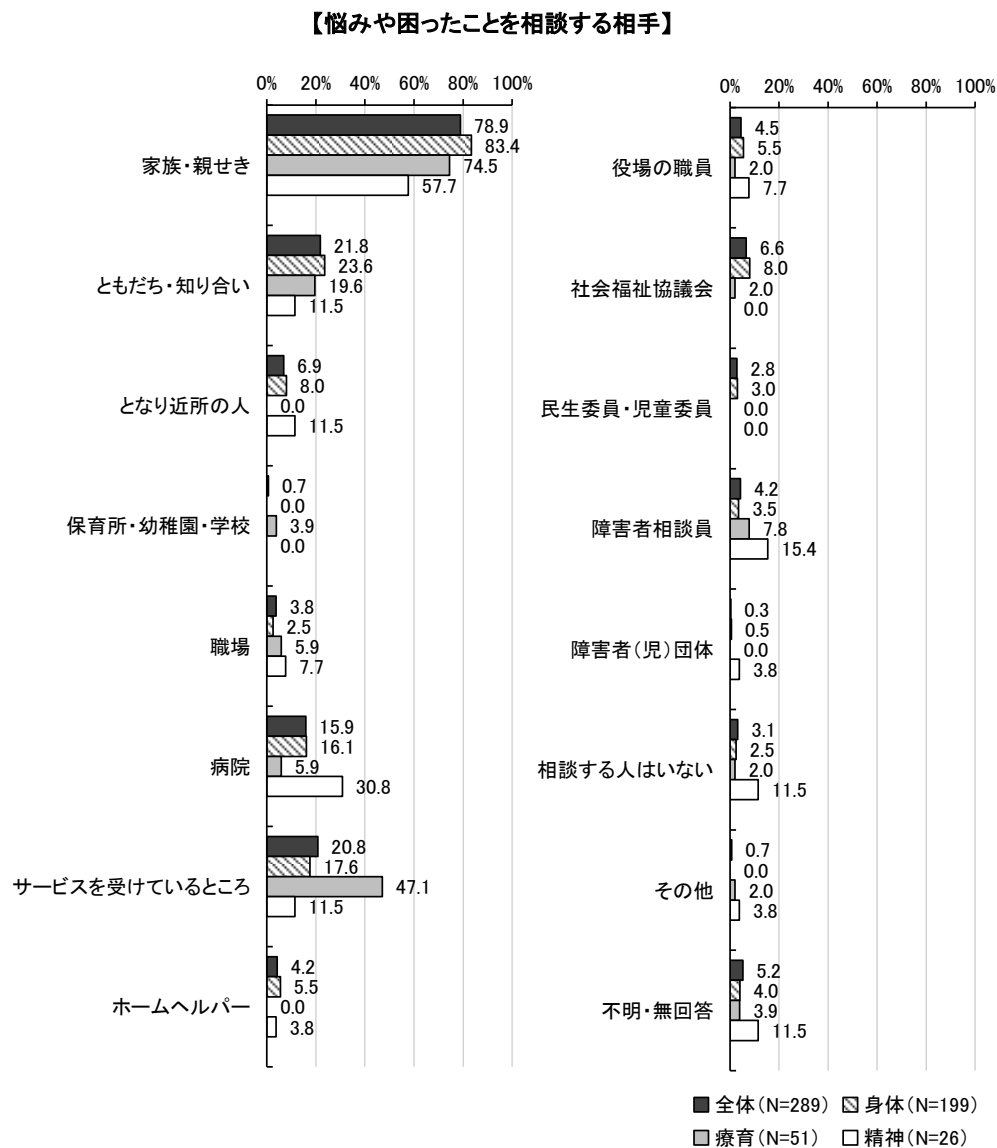
- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、身体・精神では「自分の健康や体力に自信がない」、療育では「介助してくれる人が高齢化したあとの生活が不安」が最も高くなっています。

【現在の生活で困っていることや不安に思っていること】



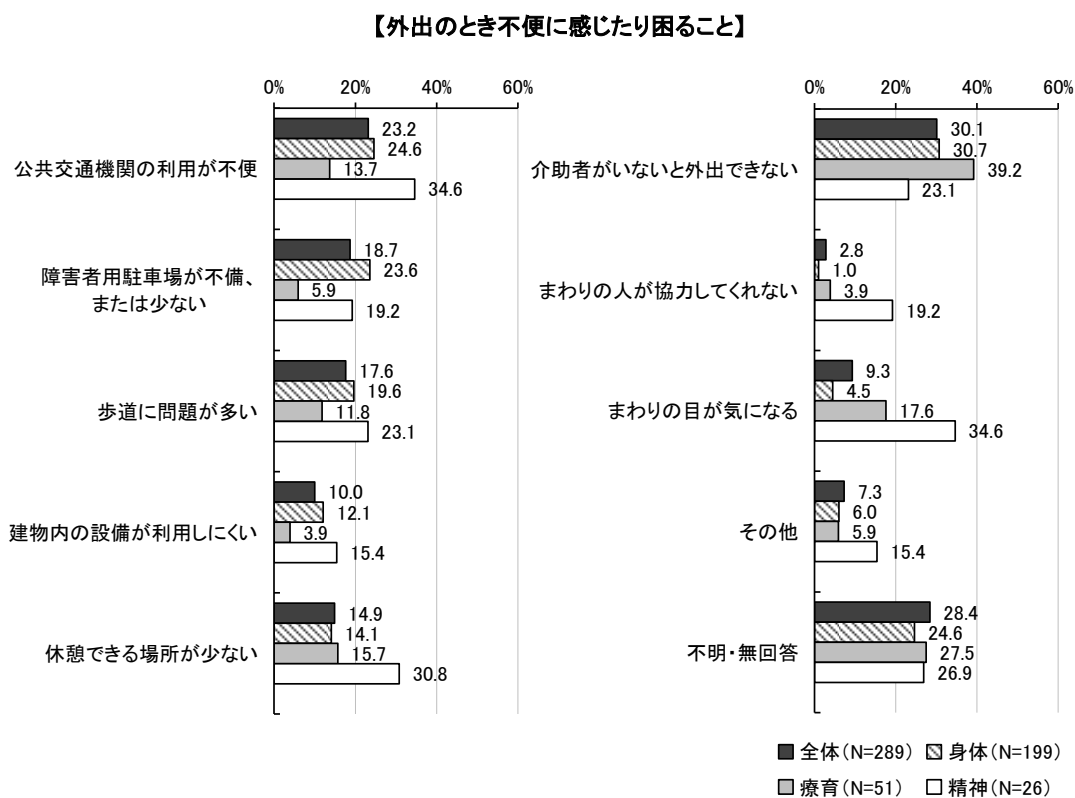
■悩みや困ったことを相談する相手について

- ・悩みや困ったことを相談する相手について、身体・療育・精神ともに「家族・親せき」が最も高く、次いで身体では「ともだち・知り合い」、療育では「サービスを受けているところ」、精神では「病院」となっています。精神では「相談する人はいない」が身体・療育に比べて高く、1割を超えています。



■外出について

- 外出のとき不便に感じたり困ることについて、身体・療育では「介助者がいないと外出できない」、精神では「公共交通機関の利用が不便」「まわりの目が気になる」が最も高くなっています。

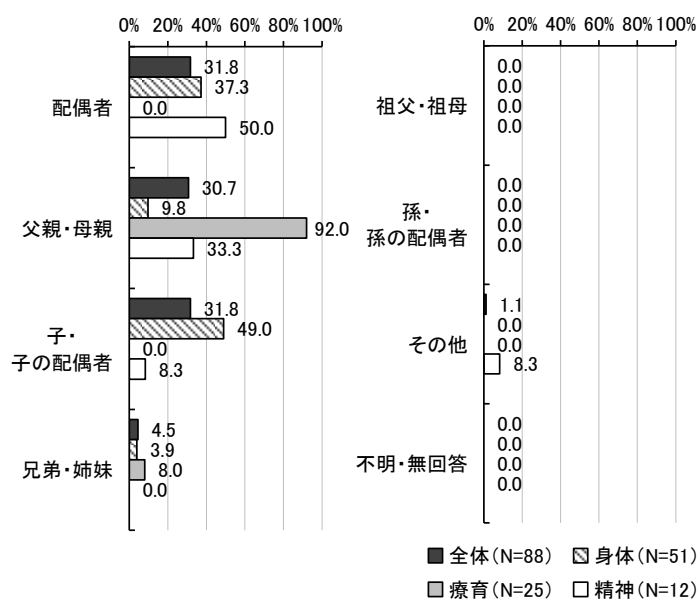


② 主な介助者の方について

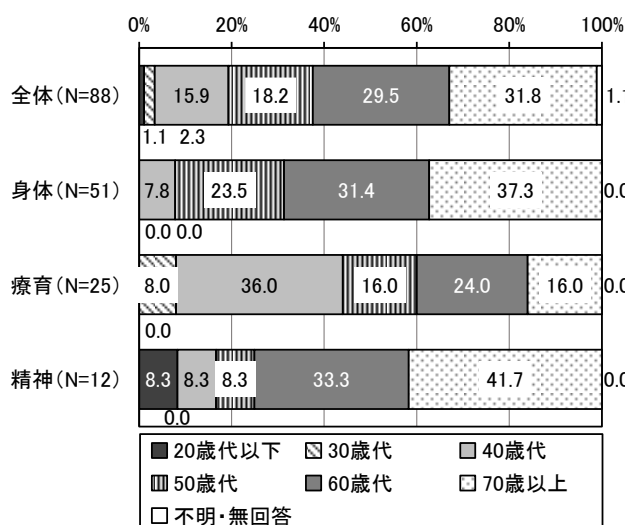
■主な介助者について

- ・介助してくれる家族で、特に中心となっている方について、身体では「子・子の配偶者」、療育では「父親・母親」、精神では「配偶者」が最も高くなっています。
- ・介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢について、全体では「70歳以上」が最も高く、次いで「60歳代」、「50歳代」となっています。身体・精神では「70歳以上」、療育では「40歳代」が最も高くなっています。

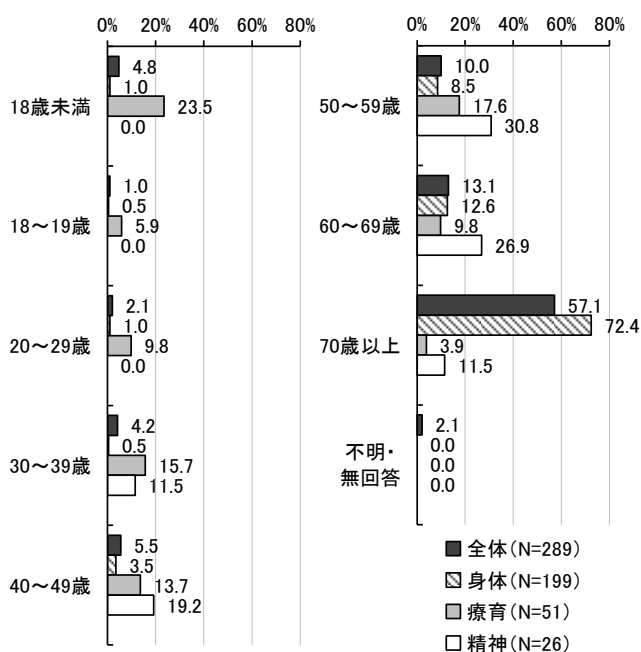
主な介助者が「家族」の方
【介助してくれる家族で、特に中心となっている方】



【介助者の年齢】



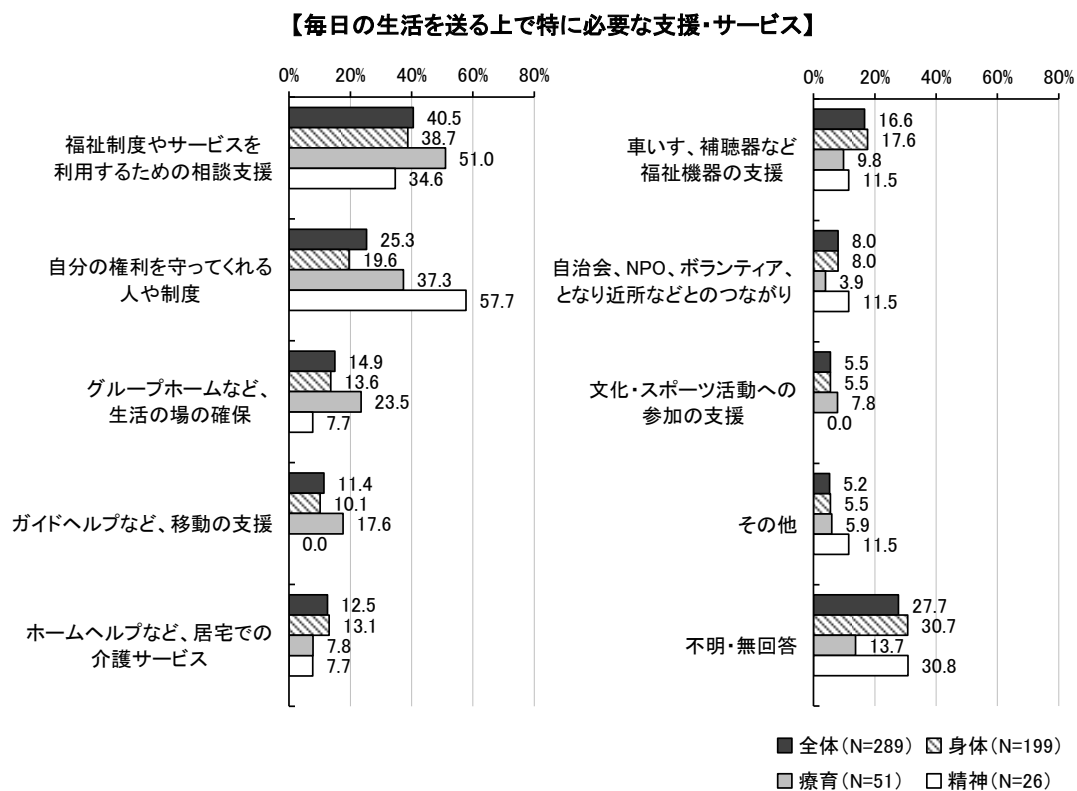
参考【調査対象者の年齢】



③ 福祉サービスについて

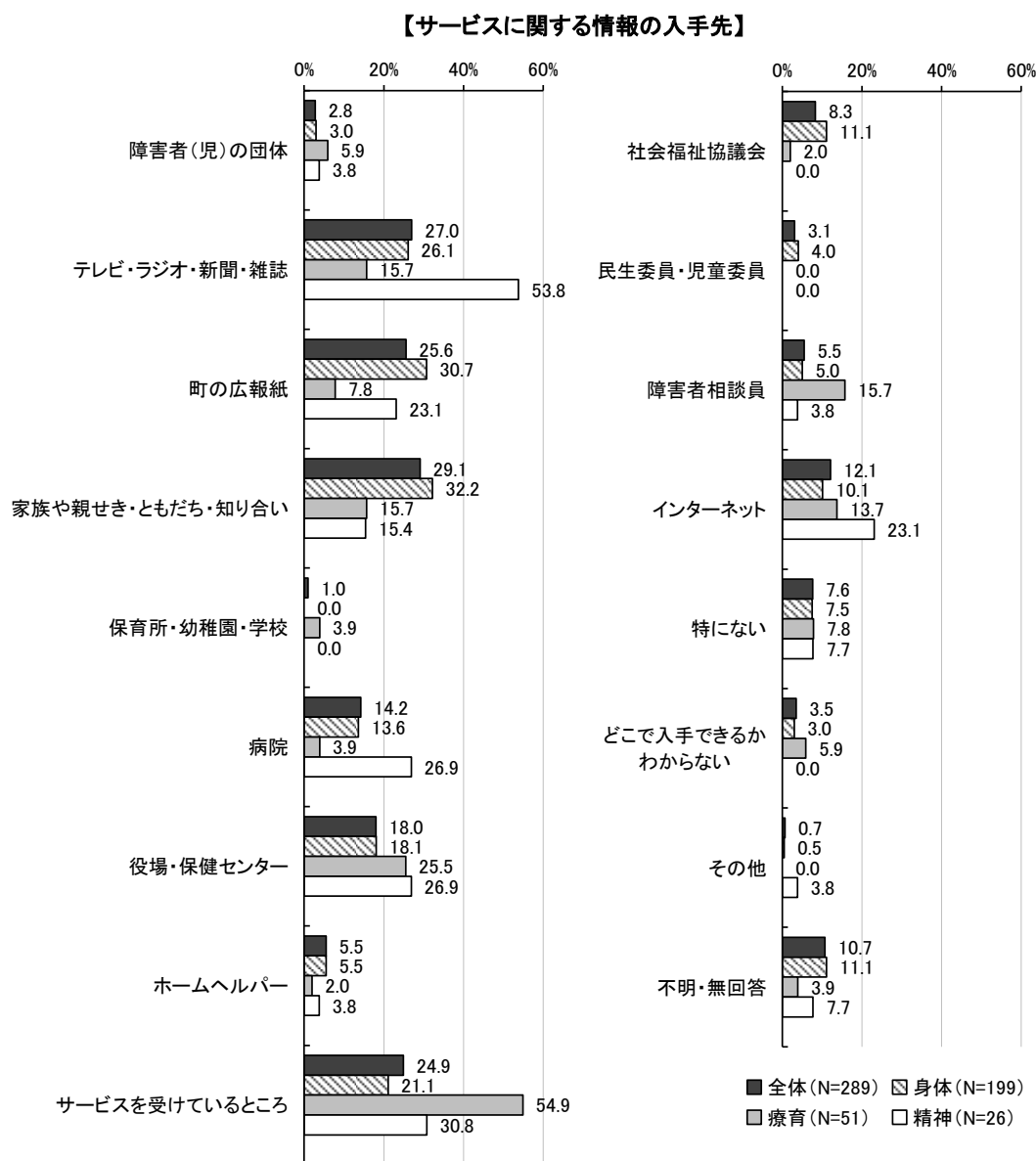
■必要な支援・サービスについて

- 毎日の生活を送る上で特に必要な支援・サービスについて、身体・療育では「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」、精神では「自分の権利を守ってくれる人や制度」が最も高くなっています。



■情報入手について

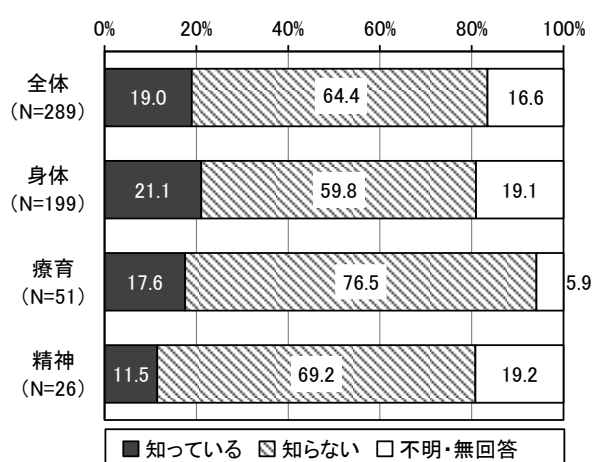
- サービスに関する情報の入手先について、身体では「家族や親せき・ともだち・知り合い」、療育では「サービスを受けているところ」、精神では「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が最も高くなっています。また、療育では「障害者相談員」が身体・精神に比べて高く、精神では「病院」が身体・療育に比べて高くなっています。



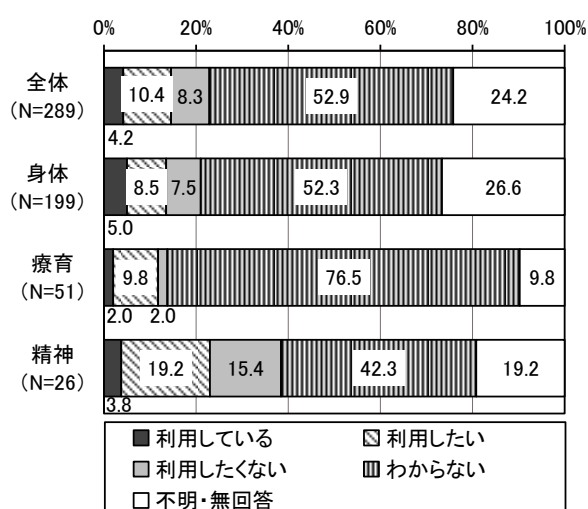
■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度について

- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、身体・療育・精神ともに「知らない」が「知っている」を上回っています。精神では「知っている」が身体・療育に比べて低くなっていますが、「利用したい」は身体・療育に比べて高くなっています。
- ・成年後見制度について、身体・療育・精神ともに「知らない」が「知っている」を上回っています。精神では「知っている」が身体・療育に比べて低くなっています。身体では「利用したい」が療育・精神に比べて低くなっています。

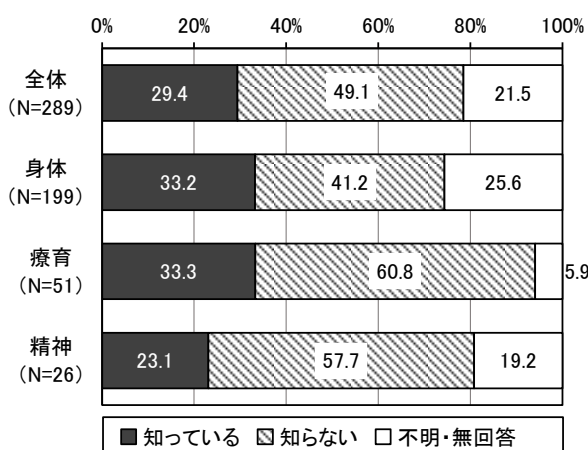
【地域福祉権利擁護事業の認知状況】



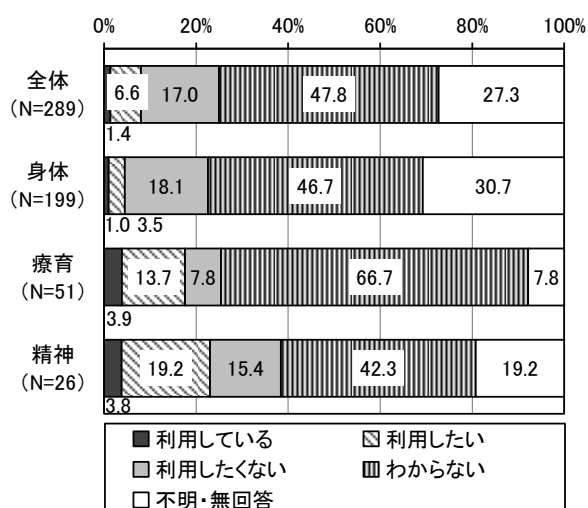
【地域福祉権利擁護事業の利用意向】



【成年後見制度の認知状況】



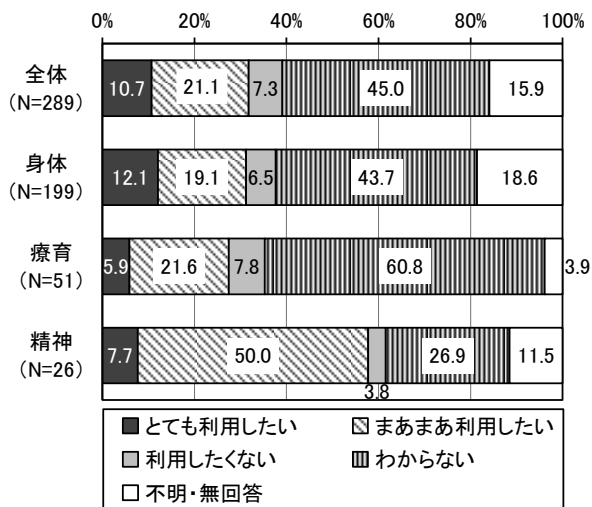
【成年後見制度の利用意向】



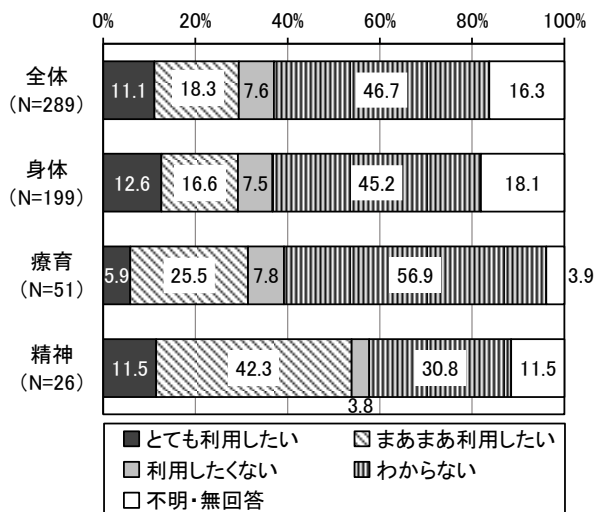
■各種事業の利用意向について

- ・緊急時相談支援の利用意向について、精神では『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』が身体・療育に比べて高くなっています。
- ・緊急時の受け入れ・対応の利用意向について、精神では『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』が身体・療育に比べて高くなっています。
- ・一人暮らし体験の利用意向について、身体では『利用したい（「とても利用したい」＋「まあまあ利用したい」）』が療育・精神に比べて低くなっています。

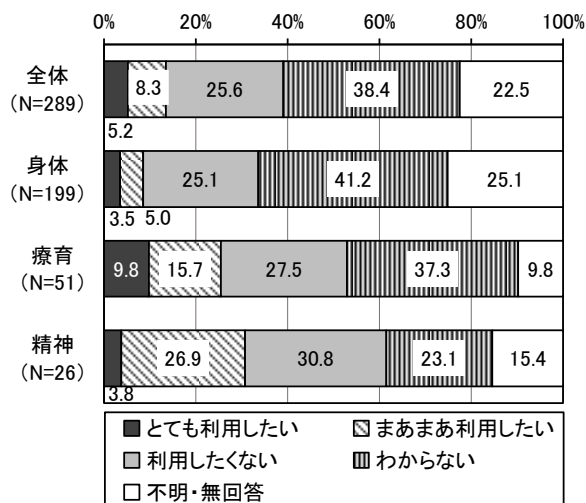
【緊急時相談支援の利用意向】



【緊急時の受け入れ・対応の利用意向】



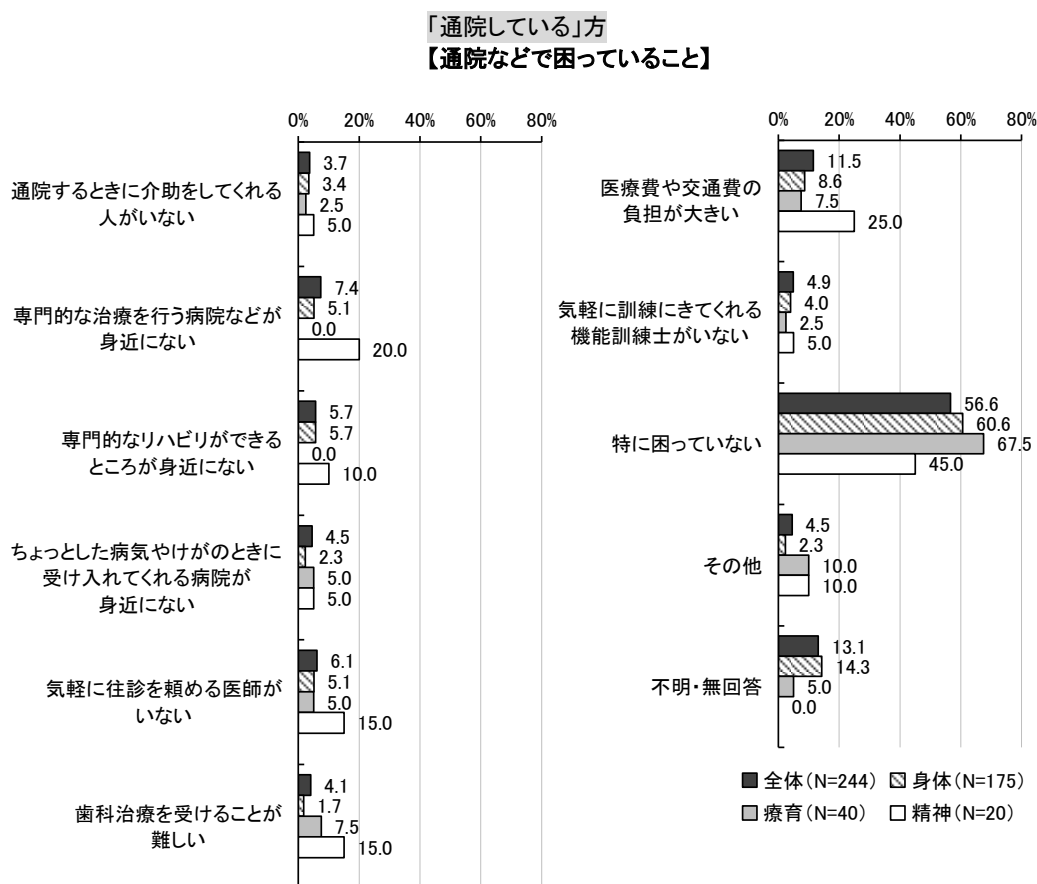
【一人暮らし体験の利用意向】



④ 医療について

■通院などで困っていることについて

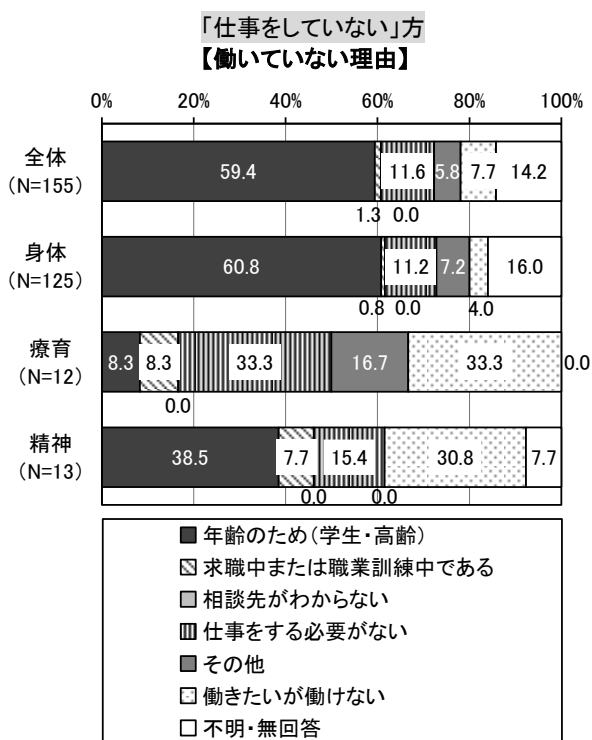
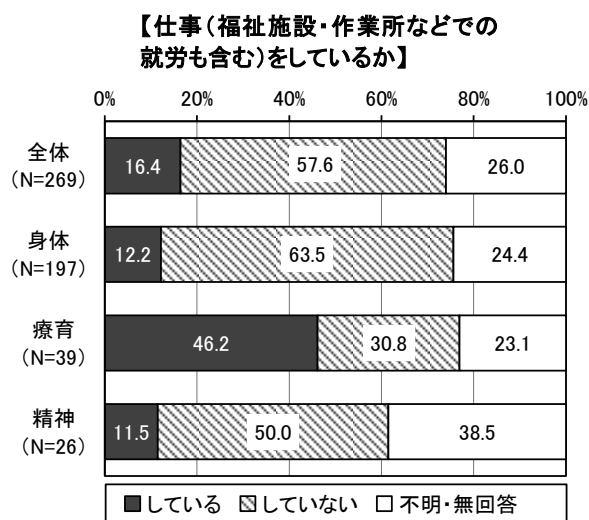
- 通院などで困っていることについて、身体・療育・精神ともに「特に困っていない」が最も高く、次いで「医療費や交通費の負担が大きい」となっています。精神では「専門的な治療を行う病院などが身近にない」が身体・療育に比べて高くなっています。



⑤ 仕事について（18歳以上の方のみ）

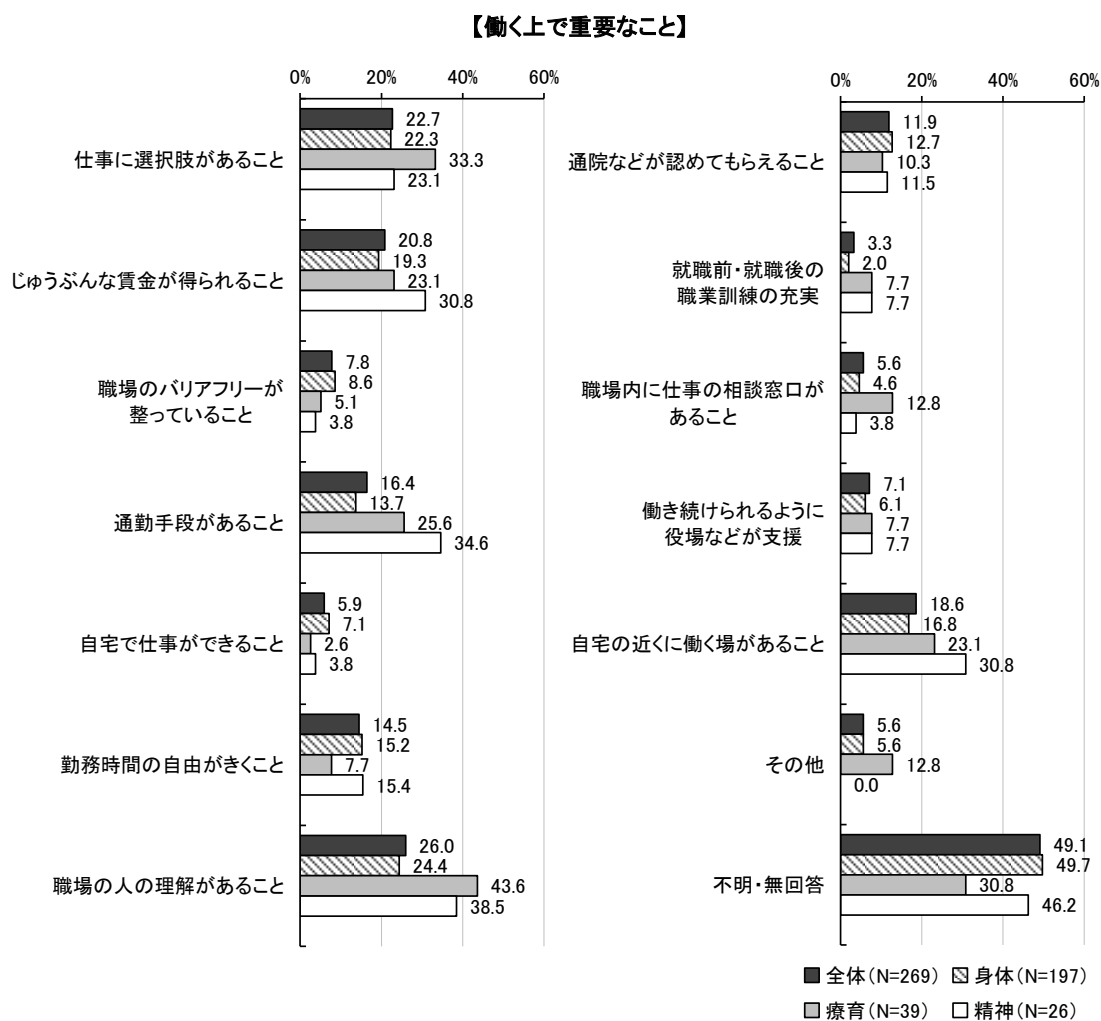
■就労状況について

- ・ 仕事（福祉施設・作業所などでの就労も含む）をしているかについて、療育では、「している」が身体・精神に比べて高くなっています。
- ・ 働いていない理由について、身体・精神では「年齢のため（学生・高齢）」、療育では「仕事をする必要がない」「働きたいが働けない」が最も高くなっている。療育・精神では「働きたいが働けない」が3割を超えています。



■就労に求めることについて

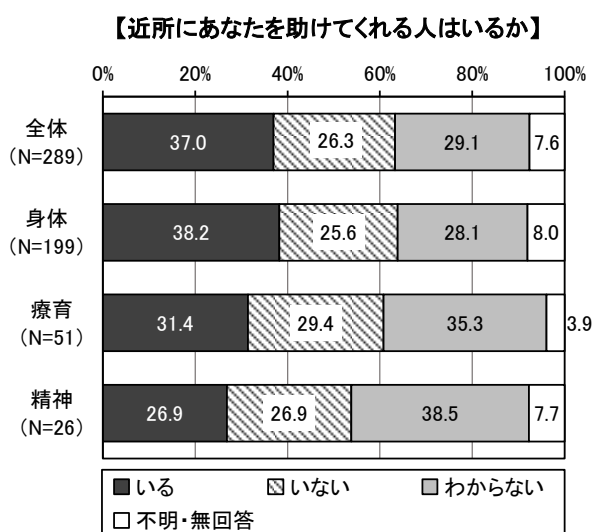
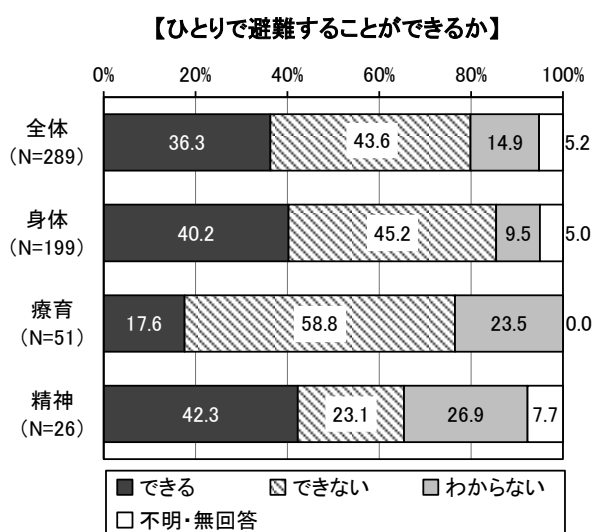
- 働く上で重要なことについて、全体では「職場の人の理解があること」が最も高く、次いで「仕事に選択肢があること」、「じゅうぶんな賃金が得られること」となっています。身体・療育・精神ともに「職場の人の理解があること」が最も高く、次いで身体・療育では「仕事に選択肢があること」、精神では「通勤手段があること」となっています。



⑥ 災害などが起こったときについて

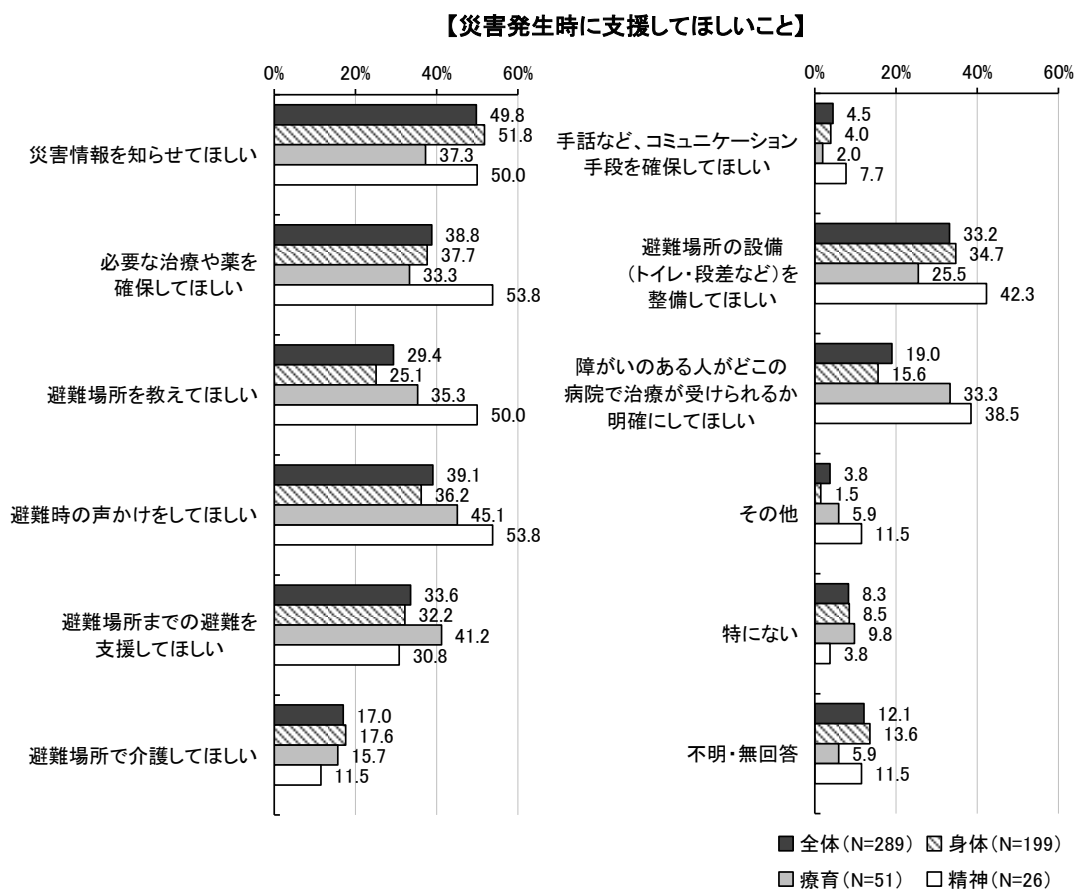
■避難所への避難等について

- ・ひとりで避難することができるかについて、身体・療育では「できない」、精神では「できる」が最も高くなっています。
- ・家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいるかについて、精神では「いる」が3割を下回っています。



■災害時に必要なことについて

- 災害発生時に支援してほしいことについて、身体では「災害情報を知らせてほしい」、療育では「避難時の声かけをしてほしい」、精神では「必要な治療や薬を確保してほしい」「避難時の声かけをしてほしい」が最も高くなっています。

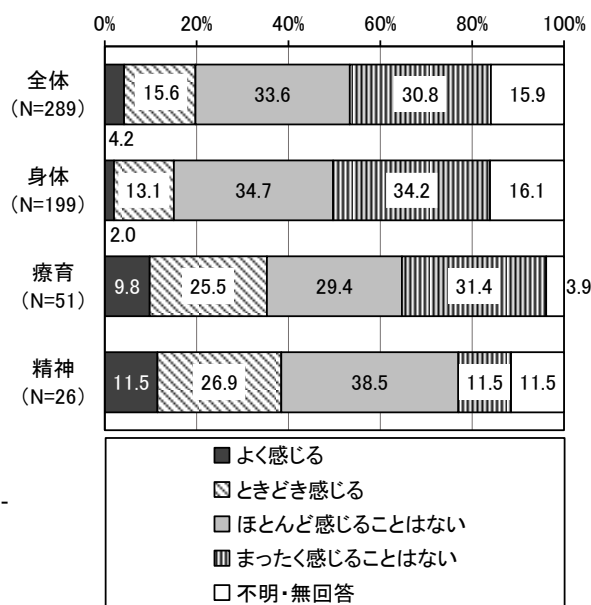


⑦ 差別の解消や権利を守ることについて

■差別や偏見について

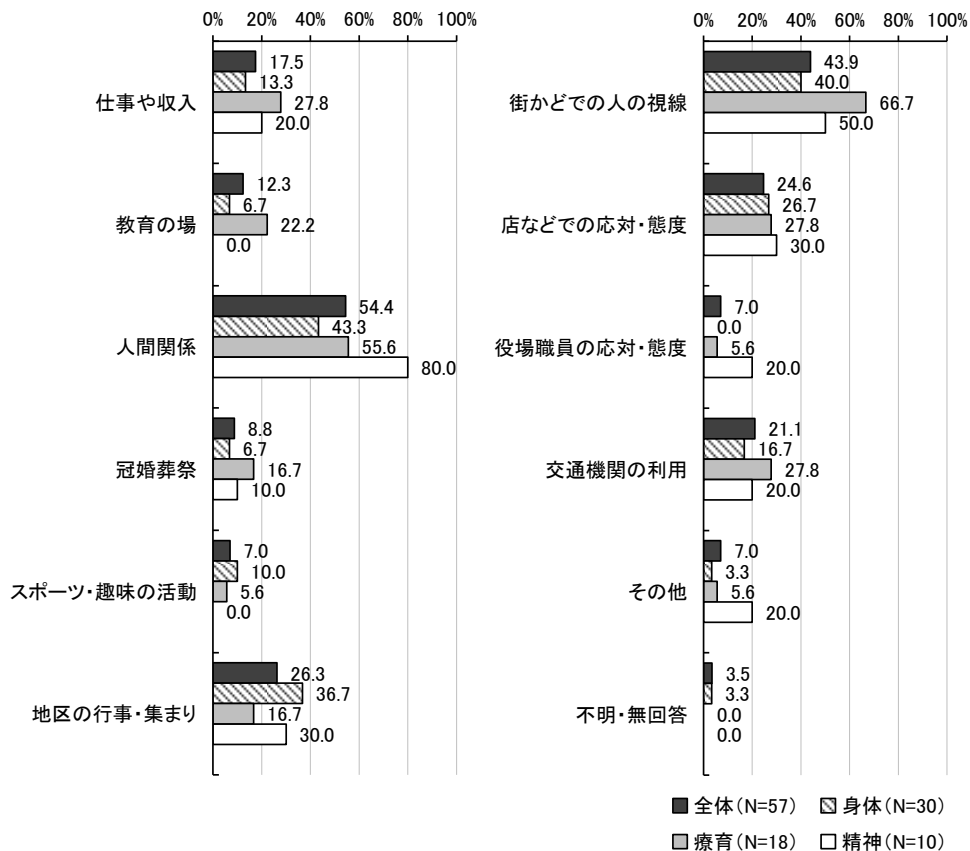
- 日常生活で差別や偏見、疎外感を感じることもあるかについて、療育・精神では、『感じる』（「よく感じる」「ときどき感じる」の合計）が身体に比べて高くなっています。
- 差別や偏見、疎外感を感じる場面として、身体・精神では「人間関係」、療育では「街かどでの人の視線」が最も高くなっています。

【日常生活で差別や偏見、疎外感を感じることもあるか】



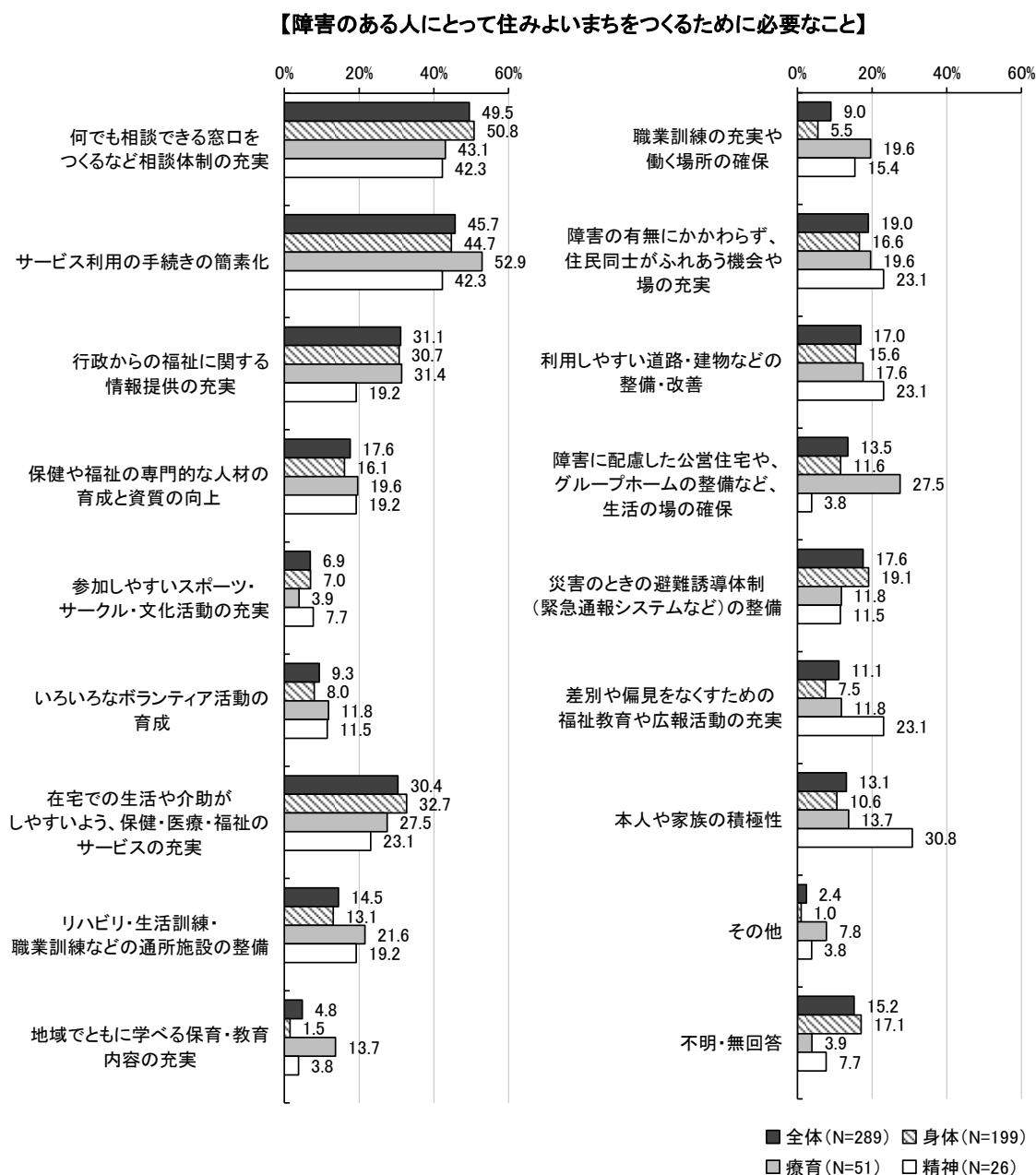
「よく感じる」「ときどき感じる」と回答した方

【どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じるか】



■障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて

- ・障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、身体・療育・精神ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」が高くなっています。



5 団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査概要

●調査目的

計画策定にあたり、現場で様々な活動をされている障害者関係団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

●調査対象者

保育園・幼稚園・小学校・中学校・養護学校	障害者相談支援機関
たかとり保育園	高取町手をつなぐ育成会
高取幼稚園	心身障害者（児）福祉協会
育成幼稚園	身体障害者相談員
高取町立たかむち小学校	知的障害者相談員
高取町立高取中学校	生活支援センター ピあぼ〜と
奈良県立高等養護学校	
奈良県立大淀養護学校	
奈良県立明日香養護学校	

橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会
権利擁護部会
医療と福祉部会
相談支援部会
当事者部会（準備会）
子ども部会

●調査方法

調査票による郵送配布・郵送回収または電子メールによる調査

(2) 学校・支援機関等への調査結果

ご意見
理解の促進、差別解消、情報提供、相談について ・障害者が地域生活を営み、社会参加を進める上においての土台となるため、引き続き取り組む必要があると思う。新型コロナウイルス感染症流行の現状においては、社会全般で、人々の寛容さが失われてきているように見える。こんな時代だからこそ一層の啓発に努め、人権感覚がずれていかにないように配慮すべきだと考える。 ・必要なサービス、相談先の情報について必要としている人に届きにくい。
生活環境について ・園で緊急事が発生したとき、地域の方々の助けを受けられるような支援があればよい。 ・体育館等、比較的新しい施設にはスロープが設けられているが、校舎内や体育館にもエレベーターがないなど、完全バリアフリー化は進んでいない。今後の大規模改修か校舎が建て替えられるときには、完全バリアフリー化が必要だと思う。 ・町内でのバリアフリー化は遅れていると感じる。 ・地域生活支援拠点の整備について重要な課題だと思うが、コロナ禍で整備が遅れているのではないかと懸念している。 ・要援護者名簿の完成と、それを活用した訓練の実施が必要。
療育・保育・教育について ・障害児に対する専門的な支援員を配置することが難しい現状である。保育園であっても、地域の派遣制度等による協力が必要である。 ・小・中学校の特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るために研修の機会を設け、内容の充実を進めていただきたい。 ・特別支援教育の研修会や勉強会に参加し、研修を行っている。特別支援教育に携わる先生を招き、公開保育や講話を通して支援の方法を学んでいる。 ・関係機関での話し合いや相談等ができる場や時間があればいいと思う。 ・町予算で、学校へたくさんの特別教育支援員の配置がなされており、個々に応じた学習体制を進めることができているので、今後も引き続きご配慮をお願いしたい。
保健・医療について ・医療的ケアが必要な児童生徒の緊急時の受け入れ体制の充実。 ・現状の保健・医療機関の負担増大をみると、人員を増やし、障害特性の研修を積み、専門的人材を育成することが求められると思う。 ・新型コロナウイルスの影響で入院患者の外出、外泊、面会制限があり、退院に向けた支援が進まないケースがある。 ・長期入院患者への支援。

生活支援について
・ 町外の特別支援学校に通学している場合、保護者が何らかの理由によりバス停までの通学送迎が困難になった場合等、通学を継続できるよう必要に応じた通学の支援等を検討していただきたい。 ・ 放課後等デイサービス等の充実。 ・ 福祉サービスの利用が必要だと思われる方が利用につながりにくいケースもある。根気強いアプローチが必要なのに、コロナ禍で訪問しにくい現状がもどかしい。 ・ 居宅介護、就労支援事業所がもう少し増えればと思う。グループホームもあればいいと思う。 ・ 成年後見制度について、制度そのものの広報が必要だと思う。
社会参加について
・ まだノーマライゼーションが社会に根付いていない状況の中、障害児として各種行事に参加するにあたり、個人情報が出てしまうことへの抵抗感が大きく、活動の場を見出すことが難しい。 ・ 高取町の文化祭等で、特別支援学校に通う児童生徒の作品の展示や音楽発表ができる機会等を企画してほしい。 ・ 文化芸術・スポーツに関しても障害特性を理解してくれている指導者、支援者が必要だと思う。 ・ 地域の催し等に障害者が自然と参画できるような仕組みがあればいいと思う。
就労について
・ 多数の児童の進学希望が普通高校という現状の中でも、就労という視点で教育を考えていく必要は感じる。保護者や中学校と連携し、将来展望をもった指導に努めていきたい。 ・ 障害があっても、色々な職種があり就労機会が与えられ、年金＋αの中で生活の質が高められる社会となってほしい。やはり教育機関との連携や企業の協力は重要。 ・ 就労先の確保。個々の障害の程度に応じたサポート体制の充実。 ・ 作業内容や障害特性に応じて選べるよう、就労支援の事業所がもう少し増えればと思う。
高取町の施策について
・ 学校教育においては、多くの支援をいただいているように感じる。 ・ これまでも個々の事情に配慮した対応を取っていただけたと思っている。町ならではの顔の見える関係は支えてもらっているという安心感につながっている。 ・ 各施設がもっとオープンに町行政と連携して施策を進めた方がよい。 ・ 障害の理解推進が大切。今回のコロナ禍で「お互いを思いやる、相手の立場に立って考える」ことの大切さが浮き彫りになったと思う。「障害者が暮らしやすい町」＝「みんなが暮らしやすい町」だと思っている。
重点的に取り組む課題について
・ 町内施設のバリアフリー化は大切になると考える。バリアフリー化は、障害の有無に関わらず恩恵を被る施策のように思う。 ・ 障害者のライフサイクルが上手く回っていくような連携を取っていただきたい。 ・ 支援に繋がっていない人の掘り起こし。 ・ 長期入院患者の退院支援。

(3) 橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会部会への調査結果

部会名	取り組みについて
権利擁護部会	・障害者の権利擁護に関する周知・啓発活動を中心に取り組んできた。 ・障害者作品展の運営協力や権利擁護についての研修会や勉強会の実施等がその活動の中心だが、支援者へのアンケート調査等も行っている。 ・今後も同様の活動を展開していくとともに、自治体がこれから行うことになる権利擁護の仕組みづくりと連動して活動していきたいと考えている。
医療と福祉部会	・災害時、医療的ケアのある重度心身障害者の個別の避難計画案をつくることを活動目的としている。 ・重症心身障害児が災害時に利用する可能性がある福祉避難所リストを基に必要な設備や備品について考える。 ・福祉避難所として協定を結んでいる施設に対し、受け入れ可能な人数や非常用電源等の設備、備蓄品についてのアンケートを実施する。
相談支援部会	・前年度は「相談支援専門員の理念」を作成した。 ・今年度は事例検討を行い、理念に照らし合わせて参加者同士でスーパービジョンをし、相談支援の底上げを目指す。 ・事例検討を通じて地域課題を抽出し、課題集約や改善のための提案を行う。 ・地域生活支援拠点とも連携し、相談支援事業所同士の横のネットワークにより、相談しやすい体制づくりを行う。
当事者部会 (準備会)	・当事者部会をどのような形にするのか、意義のあるものにするにはどうすればいいのかを、他市町村の事例を参考にしながら検討してきた。 ・今後はこの地域で部会をつくるにはどのような形がいいのかを検討し、成立させていく。
子ども部会	・18歳までの障害のある子どもを主な対象として、その年代が抱えている課題を抽出・整理し、どのような助けができるのかを検討している。 ・現時点では具体的な活動はできていないが、今後児童デイサービスの事業所へ働きかけて連絡会のような仕組みをつくっていききたいと考えている。
中和圏域 マネージャー	・地域の課題をその都度運営委員会で出し合い、必要な部会を設置していた。運営委員会では、各部からの報告を受けて、今後の進め方を検討している。 ・権利擁護部会では、障害のある人の権利を守るために啓発活動を行い、研修会を企画した。 ・医療と福祉部会では、災害時に医療的ケアが必要な障害児の避難経路の確認を個別に行っている。 ・相談部会では、相談員のスキルの向上を目指して事例検討会を行い、相談員としての理念を作成した。 ・当事者部会(準備会)では、障害のある当事者の声をより反映させるために現在準備委員会を立ち上げた。 ・子ども部会では、障害のある子どもが取り巻く環境を整理して、数多く設立されている放課後デイ等との連携を検討している。

重点的に取り組む課題について

- 部会内で、地域で起こる様々な権利侵害事例等の検討を行っているが、そうした地域課題を全体会での協議につなげ、制度・政策の立案や社会資源の開発等に展開していくことはできていない。なかなか表立ってみえにくい権利侵害や差別行為等をどう発見し、権利を護っていくかが大きな課題であり、この点をどのように部会として取り組むかを問われている現状がある。
- コロナ禍において、本人の状態像の変化や対面支援の制限がある中で、これまで以上に柔軟な対応が求められる。
- 現状は、コロナ禍で部会としての身動きがとれなくなっている。課題は、部会員の所属が、教育・医療・福祉サービスの関係者なので、なかなか共通の認識をもてない（時間がかかる）ことと、行政に積極的に関わってほしいが、あまり意見や考え方を発信してもらえてないように感じる。
- 様々な部会に出させていただいているが、まずは今年度の課題探しからはじまっているので、なかなか話が前に進まない状況である。課題探しからはじめるのではなく、課題があるから、部会を行うという形にするべきではないかと感じる。
- 権利擁護部会では、障害のある人の権利擁護を考える部会ではあるが、権利擁護とは何か？が全員の共通認識としてもてていない感じがするので、部会員を含めて権利擁護の意識を高める必要がある。
- 医療と福祉部会では、災害時の対応をメインとしているが、災害時の対応は障害福祉課ではなく、他の部署で対応していることもあり、情報があまり入ってきていないことが問題であり、連携をもっととる必要がある。
- 相談支援部会では、相談員の質が問題になってきている。1人や2人の職場が多く、相談員に対してのスーパーバイズができる人が事業所にいなくて、相談員独自の考え方でやっている人が多く、相談員の質の向上が早急の課題であると感じる。
- 当事者部会（準備会）では、当事者の声をもっと地域生活支援協議会に入れるべきである。当事者の声がなく、システムや制度をつくっても活用はできない。
- 子ども部会では、障害のある子どもの問題を議論しているが、様々な問題があり、なかなか内容を絞ることができていない。

6 高取町の課題

(1) 障害のある人への理解の促進と交流機会の確保

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行され、奈良県においても同年 4 月 1 日に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。障害を理由とした差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められる中、アンケート調査の結果では、日常生活で差別や偏見、疎外感を『感じる』（「よく感じる」「ときどき感じる」の合計）と回答した人が、療育では 3 割台半ば、精神では 3 割台後半となっており、差別や偏見が依然として存在していることがうかがえます。

そのため、学校教育の現場や各種イベント等あらゆる機会をとらえ、障害の特性や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、地域住民との日常的な交流機会の創出等に取り組む必要があります。

(2) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある人一人ひとりが自分らしく、可能な限り自立した生活を送るためには、社会的自立に向けた基盤づくりとして、障害の状況や能力に応じた早期からの一貫した教育・支援が重要です。保健、医療、福祉、教育、就労支援等、関係機関との連携強化により、切れ目のない、きめ細かな支援体制の整備を図る必要があります。

団体ヒアリング調査の結果では、保育園・幼稚園・学校における専門的な支援の実施が課題となっています。そのため、教職員への研修の充実や、養護学校や専門的な相談機関との連携により、指導内容の向上を図ることが必要です。

また、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず、すべての子どもが地域の中でともに学び、ともに育ち合う環境を整えることが求められています。

(3) 地域での暮らしを支える生活支援の充実

アンケート調査の結果では、毎日の生活を送る上で特に必要な支援・サービスについて、身体・療育では「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」、精神では「自分の権利を守ってくれる人や制度」の割合が最も高くなっています。また、身体・精神では介助者の高齢化が顕著となっているほか、療育では現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「介助してくれる人が高齢化したあとの生活が不安」の割合が最も高くなっています。

そのため、日常生活における様々な悩みや不安を気軽に相談できる地域における身近な相談窓口の充実を図るとともに、障害の重度・重複化、多様化に対応した専門的な相談窓口の機能強化を図るなど、相談支援体制の充実を図る必要があります。

また、親亡き後も見据え、障害のある人が自らの望む場所で自立した生活を営むことができるよう、障害の特性や生活の実態に応じた適切な支援・サービスの提供を図るとともに、グループホームの整備等、地域での生活の場を確保することも重要です。さらに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度等の各種事業や制度についての周知とあわせて、利用推進を図る取り組みも求められます。

（４）就労支援の充実と社会参加の促進

アンケート調査の結果では、「仕事（福祉施設・作業所等での就労も含む）をしていない」と回答した人が５割台後半となっており、その理由として全体では「年齢のため（学生・高齢）」の割合が最も高くなっているものの、療育・精神では「働きたいが働けない」が３割を超えています。また、働く上で重要なこととして、「職場の人の理解があること」「仕事に選択肢があること」「じゅうぶんな賃金が得られること」が高くなっています。

そのため、一人ひとりの適正や希望に応じた多様な形態による就労の実現や、就労に伴う生活面の課題への対応等、関係機関との連携による総合的な就労支援に取り組む必要があります。また、受け入れ側である企業等に対しても各種情報提供や相談支援を行うなど、支援内容の充実を図る必要があります。

さらに、障害のある人が自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動、地域における行事・イベント等に参加、活動しやすい環境整備や情報提供に取り組むことが必要です。

（５）安全・安心の環境づくり

アンケート調査の結果では、災害発生時に支援してほしいこととして、身体では「災害情報を知らせてほしい」、療育では「避難時の声かけをしてほしい」、精神では「必要な治療や薬を確保してほしい」「避難時の声かけをしてほしい」の割合が高くなっており、障害の種別によって希望する支援が異なっていることがわかります。

そのため、障害の特性に応じた情報提供や避難誘導、避難所での対応等、災害時における支援体制の充実を図る必要があります。また、日頃から住民同士の支え合い、助け合いを基本に障害のある人とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、災害時等いざというときの対応力を高めることが重要です。

さらに、障害のある人が地域において安心して暮らすことができるよう、公共施設や歩行空間等のバリアフリー化や防犯対策、交通・移動対策等の取り組みを推進する必要があります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町におけるまちづくりの上位計画である「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「一人一人が輝けるまち 高取 ～子供から高齢者までみんなで取り組むまちづくり～」を将来像に掲げ、だれもが居場所と役割のあるコミュニティを目指すことで、住民一人ひとりが輝くまちづくりに取り組んでいます。

また、ユニバーサルデザインの考え方を本町の施策推進の基本とし、障害のある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

障害の有無に関わらず各々の個性が尊重され、だれもが輝きながら、お互いの“きずな”を結び、ひとりの住民として同じ立場で暮らしていける高取町を目指していくことが必要です。

そのために、障害のある人一人ひとりに応じた日常生活や社会参加に必要な支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を目指していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するために、以下の7つの基本目標を定めます。

基本目標 1 障害のある人への理解の促進

～差別の解消、合理的配慮、交流活動、権利擁護の推進～

共生社会の実現に向けて、福祉教育や交流・ふれあいの場、ボランティア活動等、あらゆる機会を活用して、障害に関する正しい知識を広め、だれもが助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

また、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮について、理念の周知・啓発に努めます。

基本目標 2 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

障害のある子どもへの支援にあたっては、関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズ、成長段階に対応した支援体制の整備を進めます。

また、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられることができる教育の推進に努めます。

基本目標 3 相談体制・情報提供の充実

～相談体制・情報提供～

障害のある人一人ひとりの状態やニーズに合わせ、適切な対応ができるよう、地域における身近な相談窓口や専門的な相談窓口の機能強化を図ります。

また、障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活に関わる情報まで、広報誌やホームページ等を通じて的確な情報提供を行います。視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

基本目標 4 地域生活を支える支援の充実

～生活支援、保健・医療～

一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、親亡き後も見据え、グループホーム等地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、健やかに安心して暮らすことができるよう、自立生活に必要な保健・医療等のサービスを適切に受けられる環境の整備に努めます。

基本目標 5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。

また、安全・安心な暮らしを確保するために、福祉避難所や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくり、消費者トラブルの防止や救済のための支援体制づくりを進めます。

基本目標 6 生きがいをもっていきいきと活動できる 社会づくり

～雇用・就労、社会参加、文化芸術活動・スポーツ等～

障害のある人が生きがいをもって社会活動に参加することができるよう、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向けた関係機関の取り組みを支援します。

また、自身の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や、それを支援するNPO・ボランティア等の活動に対する支援への取り組みを充実させることにより、社会参加を促進します。

基本目標 7 行政サービス等における配慮の推進

障害のある人への適切な配慮を行うため、町職員等の障害者理解を促進するとともに、行政サービスや選挙において障害のある人への配慮に努めます。

3 施策体系

基本理念：「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」

基本目標	施策の内容
1. 障害のある人への理解の促進 ～差別の解消、合理的配慮、 交流活動、権利擁護の推進～	(1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進 (3) ふれあい・交流活動の促進 (4) 地域で支える基盤づくり (5) 権利擁護の推進
2. 障害や疾病等で支援が必要な 子どもに対する福祉と教育の充実 ～療育・保育・教育～	(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実 (2) 学校教育の充実
3. 相談体制・情報提供の充実 ～相談体制・情報提供～	(1) 相談体制の充実 (2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上
4. 地域生活を支える支援の充実 ～生活支援、保健・医療～	(1) 在宅福祉サービスの充実 (2) 居住支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 保健・医療の充実等 (5) 障害のある人の家族への支援
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 移動条件の整備 (3) 防災・防犯対策の推進
6. 生きがいをもっていきいきと 活動できる社会づくり ～雇用・就労、社会参加、文化芸術 活動・スポーツ等～	(1) 就労支援及び多様な就業の機会の確保 (2) 地域活動、文化芸術活動、スポーツ等の振興
7. 行政サービス等における配慮の推進	(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解 の促進等

第4章 第2期障害者基本計画

基本目標 1 障害のある人への理解の促進

～差別の解消、合理的配慮、交流活動、権利擁護の推進～

現状・課題

- ◇ 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人に対する差別の解消と社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められています。
- ◇ 共生社会の実現に向けて、障害への理解が浸透するよう、様々な機会を活用し、障害に関する正しい知識の普及や、障害の有無を超えた交流の場づくりを促進する必要があります。
- ◇ 平成28年4月に「障害者雇用促進法」の改正法が施行され、雇用の分野における障害のある人に対する差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務が示されました。
- ◇ 高取町障害者福祉の手引きを作成し、障害福祉についての情報提供、啓発活動に活用しています。
- ◇ 町ホームページや広報誌等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」を契機とした啓発活動等により、障害に対する理解の促進に努めています。
- ◇ 地域では、様々な交流や活動、情報交換の機会を通じて、障害のある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。

基本的な施策

(1) 障害を理由とする差別の解消

施策名	施策の内容
障害者差別解消への取り組みの充実	○「障害者基本法」や「障害者差別解消法」に定める合理的配慮について、理念の周知・啓発に努めます。 ○「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、労政広報誌の活用等により周知・啓発に努めます。 ○差別解消に向け、「差別をなくす強調月間」を通じて、障害に対する理解の促進や啓発活動に努めます。
障害のある人への理解の促進	○橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会主催の講演を実施します。開催にあたっては広報誌等で周知を図り、参加を呼びかけます。 ○精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等の特性や必要な配慮に対する住民の理解に努めます。 ○ヘルプマーク等の周知を図り、見た目ではわからない障害についての理解につなげます。

施策名	施策の内容
人権啓発の推進	○障害に対する住民の理解を深めるために、人権尊重を基本とした地域づくりに努めます。
広報「たかとり」の充実	○広報を活用し、障害福祉に関する情報を充実させるとともに、障害や障害のある人に対する理解を深める内容の掲載を行います。
「障害者週間」の周知	○広報により、12月3日～12月9日の「障害者週間」の周知を図るとともに、子どもから高齢者まで障害について考え、理解を深める機会として普及を図ります。
啓発パンフレットの活用	○高取町障害者福祉の手引きを役場や町内主要施設の情報コーナーで配布するなど有効活用を図るとともに、国・県等の啓発パンフレットも活用して啓発活動に努めます。

(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

施策名	施策の内容
生涯学習による福祉のこころの推進	○障害や人権に対する住民の理解を促進するための講演会の実施、地区別懇談会、研修会等を通じ、研修及び啓発を推進し、福祉のこころを普及します。
幼児教育・学校教育における福祉のこころの普及	○子どもたちが人権や社会福祉に関心をもち、自分で考え、行動できる力を養うために、小・中学校の普通学級と特別支援学級との交流や児童・生徒の障害者施設訪問による体験交流を進めます。また、障害をより身近なこととして考えられるよう、車いす体験等を実施するなど、幼児教育、学校教育等で一貫した福祉のこころの普及を推進します。

(3) ふれあい・交流活動の促進

施策名	施策の内容
イベントの充実	○各種イベントについては、子どもから高齢者までだれもが楽しめるように、企画の段階から障害のある人の参加を促進します。また、障害者用駐車場の整備等障害のある人に配慮した会場づくりに努め、だれもが一緒に楽しめるものとしします。
障害者施設での交流の促進	○障害者施設へのボランティア活動、施設の行事に住民が参加することによる交流を促進します。
地域住民との交流の促進	○障害のある人と地域住民との交流を活発にし、地域における日常的な関わり合いの中で暮らしていくことができるよう、交流の場づくりに努めます。

(4) 地域で支える基盤づくり

施策名	施策の内容
ボランティア活動への支援	○社会福祉協議会において、ボランティア養成講座等を開催し、福祉ボランティアへの住民理解を促進するとともに、だれでもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。 ○ボランティア活動への支援及び団体間のネットワーク化を促進します。 ○災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。
地域資源の活用	○障害のある人を地域で支える活動を推進するにあたり、町内にある各種福祉施設、教育関係施設等様々な公共施設について、関係機関の連携・調整による工夫により、できる限り既存の資源を活用していきます。 ○専門的な資格や知識・経験を有している住民の活用等、地域の福祉人材の確保に努めます。
地域の見守り・支え合い活動の活発化	○見守り・支え合いが必要な障害のある人に対して、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等によるネットワークの形成を図ります。
住民、事業者、ボランティア・NPO等の連携推進	○地域福祉の視点に基づき、住民、事業者、ボランティア・NPO及び社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障害者福祉を推進します。

(5) 権利擁護の推進

施策名	施策の内容
権利擁護事業の推進	○判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業を推進します。 ○橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会で、住民を対象とした、権利擁護制度についての研修会等を実施します。また、実施にあたって、広く周知を図ります。
成年後見制度の利用促進	○「成年後見制度利用促進法」に基づき、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行います。 ○成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図ります。
障害者虐待への対応	○「障害者虐待防止法」を踏まえた取り組みを推進するため、虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」等の虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。

基本目標 2 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

～療育・保育・教育～

現状・課題

- ✧ 障害のある子どもに対しては、乳幼児期から児童期、就労に至るまで、成長段階に応じた切れ目のない支援・指導の充実が求められています。
- ✧ 平成 29 年 4 月より、子育て世代包括支援センターを開設し、個別支援や一貫した相談体制の整備を行っています。
- ✧ 発達の特性に対する早期発見・早期支援は重要であり、乳幼児健康診査や発達相談等により早期発見に努めるとともに、児童発達支援等の発達支援につなげています。
- ✧ 教育委員会では、就学前児童の発達状況や就学先等、保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行う教育相談事業を実施しています。
- ✧ 小学校では教育相談事業、中学校ではスクールカウンセラー事業をそれぞれ活用し、障害のある子どもに対する専門的な相談・指導を行っています。
- ✧ 保育園では障害者支援施設等と交流を図り、障害の理解に努めています。

基本的な施策

(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実

施策名	施策の内容
早期発見・療育体制の充実	○子どもの発達の節目において集団健診等を行い、身体、運動、精神発達を確認し、障害の早期発見、治療、療育につなげます。 ○保健所、こども家庭相談センター等の関連機関との連携により、早い段階から必要な保育・指導が受けられる体制を整備するとともに、専門的な指導につなげる体制づくりを推進し、よりきめ細かな対応に努めます。
保育園・幼稚園の受け入れの充実	○障害のある子どもを受け入れるために、保育園・幼稚園の施設、設備等の改修時をとらえ、随時保育環境の改善を図ります。 ○保育士や幼稚園教諭等職員の加配等により、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。 ○様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた個別指導計画に基づき、保育を進めます。
保育・教育指導研修の充実	○保育士や幼稚園教諭等に対し、障害のある子どもの保育・教育に係る指導研修の充実に努めます。

施策名	施策の内容
相談機能の充実	○子育て世代包括支援センターにおいて、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。 ○臨床心理士による発達相談（すくすく発達相談）により、発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、専門職からの助言・指導を行います。

（２）学校教育の充実

施策名	施策の内容
教育相談・指導の充実	○教育相談・指導に関わる教職員の研究・研修の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する専門的な相談・指導機関との連携を強化するなど、教育相談・指導内容の向上に努めます。
進路指導の充実	○一人ひとりの生徒の能力と意向に応じた適切な進路を保障するために、関連機関との連携を図りながら進路指導の充実を図ります。
交流教育の推進	○障害のある子どもと普通学級の児童・生徒との交流・体験学習機会の充実を図ります。
教育環境の整備	○障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）等の活用も検討しつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
放課後等の支援の実施	○放課後等における居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービス等の日中の支援を必要とする障害のある子どもを対象としたサービスの充実に努めます。

基本目標 3 相談体制・情報提供の充実

～相談体制・情報提供～

現状・課題

- ◇ 障害のある人やその家族が抱える課題が多様化・複雑化する中、身近な相談窓口の充実や総合的な相談支援体制の構築が必要です。
- ◇ アンケート調査では、毎日の生活を送る上で特に必要な支援・サービスについて、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援」とする回答が最も多くなっており、相談支援の充実が求められています。
- ◇ 相談員制度については、身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、障害者相談支援員体制の充実を図ってきました。
- ◇ 精神障害者に関する相談支援については、相談支援事業所に委託し、相談機能の充実に努めてきました。
- ◇ 障害のある人の情報入手手段を確保するため、町ホームページや広報誌等の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用等、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めています。

基本的な施策

(1) 相談体制の充実

施策名	施策の内容
相談支援体制の強化	○町の福祉課において、障害のある人やその家族等の総合的な相談窓口としての機能の充実を図るとともに、相談支援事業者等と連携し、適切な支援につなげる体制の強化に努めます。 ○地域生活支援拠点について周知し、相談支援体制の充実を図ります。
相談支援事業の充実	○相談支援事業所は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。 ○必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮したサービス等利用計画の作成を行い、障害のある人のサービス利用を支援します。

施策名	施策の内容
相談支援ネットワークの構築	○県障害者総合支援センター、県発達障害支援センター、県難病相談支援センター等と連携を図り、個別のニーズに応じた相談支援を行います。 ○計画相談員との連携を図り、きめ細かくサポートを行います。 ○橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会の各部会において、地域における様々なニーズや課題についての情報共有や協議を行うとともに、多分野の関係機関との連携を図ります。
難病患者及びその家族への相談支援	○難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、保健所等と連携し、要支援難病患者等に対して訪問や電話による相談等の支援に努めます。
生活困窮者への相談対応	○生活困窮者への自立支援のため、関係機関が連携しながら、窓口での相談支援や就労につながる支援等を行います。

（２）情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上

施策名	施策の内容
情報提供体制の整備	○聴覚障害や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人に対し、円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等を検討します。 ○広報誌の福祉情報の充実、国・県のパンフレット・小冊子の活用を図るとともに、実施サービスの一覧、利用手続き等を町のホームページをはじめ、多様な媒体を通じて発信する情報提供体制の整備に努めます。 ○町役場の窓口において手話等に対応できるような体制を検討します。
コミュニケーションボランティア	○点訳・朗読・手話・要約筆記等、コミュニケーションボランティアの育成を支援します。必要とする個人やグループへの派遣を促進するとともに、会議や催し物の開催時に手話通訳・要約筆記等の実施を検討します。
ＩＴ活用の推進	○ＩＴ（情報技術）化の進展等により、情報格差が一層拡大するおそれがあり、こうした情報格差を軽減・解消し、生活の質の向上を図るため、ＩＴ活用の推進、情報を入手・利用しやすい環境の整備等の方策を検討し、実施します。

基本目標 4 地域生活を支える支援の充実

～生活支援、保健・医療～

現状・課題

- ◇ 親亡き後も見据え、障害のある人が自らの望む場所で自立した生活を営むことができるよう、サービスの充実に努めます。
- ◇ 多様なニーズに対し、支援を必要とする人に適切な支援が届くようにするため、相談支援やサービス提供体制の充実が求められます。
- ◇ 経済的支援については、県の制度等も活用しながら、国の制度も含めて各種手当の支給等に努めています。
- ◇ 疾病等の予防と早期発見を図るため、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。

基本的な施策

(1) 在宅福祉サービスの充実

施策名	施策の内容
訪問系サービスの充実	○障害のある人が安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実に図ります。
日中活動の場の確保と支援	○障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に取り組みます。
短期入所の充実	○障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実に図ります。また、医療機関や介護保険施設等との連携を図り、緊急時の受け入れ可能施設の充実に図ります。
移動支援の充実	○移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために必要となる支援の充実に図ります。
高齢の障害のある人への生活支援	○介護保険制度の対象となる障害のある人については、担当係と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。
補装具、日常生活用具等の給付	○補装具の給付や日常生活用具の給付について、引き続き実施します。

施策名	施策の内容
福祉人材の確保・定着	○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、ハローワーク等の関係機関と情報共有を図り、就職面接会、職場体験、就職総合フェア等の取り組みの呼びかけや広報を支援します。 ○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを支援します。

(2) 居住支援の充実

施策名	施策の内容
居住系サービスの確保	○障害のある人の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホーム、福祉ホーム等の居住系サービスの充実を図ります。
居住の支援	○障害のある人が福祉施設から円滑に地域生活へ移行し継続していくために必要な支援について、継続して取り組みます。

(3) 経済的支援の充実

施策名	施策の内容
各種福祉手当の支給	○在宅で生活される障害のある人の生活安定を図るため、手帳交付時に個別に説明を行うなど、各種福祉手当の支給制度の周知に努めます。
各種減免制度の周知	○所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。

(4) 保健・医療の充実等

施策名	施策の内容
医療・給付制度の適切な運用	○医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知に努めます。
医療機関との連携	○専門的な医療を必要とする障害のある乳幼児や障害のある人、難病患者に適切に対応するため、専門医の把握等に努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーション等と連携を図ります。特に、精神障害のある人の支援にあたっては、ケース会議等を通じて主治医との連携に努めます。
リハビリテーション体制の充実	○障害により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための訓練を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴う身体機能の低下によりリハビリテーションを必要とする人への対応の充実に努めます。

施策名	施策の内容
各種健（検）診の充実	○生活習慣病を予防するための健診やがん検診をはじめとする各種健（検）診について、休日検診や出張型検診等により、受診しやすい体制の整備を図ります。
健康づくりの普及・啓発	○住民向けの健康講座の開催等により、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくり等、健康に関する意識の普及・啓発に努めます。

（５）障害のある人の家族への支援

施策名	施策の内容
家族に対する総合的な支援	○障害のある人の介護や介助を行っている家族等の負担軽減のため、適切な相談支援、レスパイト（一時的な休息）のための支援、経済的な支援等に取り組みます。
家族会等への支援	○親の会や家族会等の障害当事者活動を通じた支え合いが進められるよう、活動への支援を推進します。

基本目標 5 安全・安心な環境づくり

～生活環境、安全・安心～

現状・課題

- ◇ 団体ヒアリング調査では、道路や町内施設のバリアフリー化を求める声が多く上がっています。
- ◇ 障害の有無に関わらず、だれもが安心して利用できるよう、道路整備や公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めます。
- ◇ 日頃からの住民同士の支え合い、助け合いにより、障害のある人とその家族を地域全体で支える体制づくりが必要です。
- ◇ アンケート調査では、外出に関して、「介助者がいないと外出できない」とする回答が多く、障害のある人の社会参加に向けて、移動手段の確保が課題となっています。
- ◇ 障害特性に応じた情報提供や避難誘導、避難所での対応等、災害時における支援体制の充実を図る必要があります。

基本的な施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策名	施策の内容
バリアフリー化の推進	○「バリアフリー法」「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の普及・啓発に努め、だれもが快適に利用できる施設整備を進めます。 ○町が率先して既存の公共建物の改善、フラット型の歩道や誘導ブロックの敷設等の道路整備、スロープ・障害者用トイレの設置等の整備を進めるとともに、他の公共公益施設の改善や整備を要請します。新たな公共施設の整備にあたっては、障害のある人の意見を反映できるよう努めます。
広い歩道の整備	○主要道路については、車いすですれ違いができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道の整備に努め、だれもが利用しやすいまちづくりを進めます。
バリアフリー住宅の啓発・普及	○バリアフリー住宅についての情報提供を行うとともに、改造についての相談に応じます。
住宅改修費の助成	○段差の解消、手すりの取り付け等、住宅改修に要する経費の一部助成制度の周知徹底を図るとともに、事業の拡大実施に努めます。

(2) 移動条件の整備

施策名	施策の内容
交通費の助成、割引制度の活用促進	○タクシー、鉄道、バス、航空、有料道路通行料金等の運賃割引制度の活用を促進するとともに、周知・普及に努めます。
ガイドヘルパーの養成	○外出を支援し、社会参加を促進するため、ボランティアを含めたガイドヘルパーの養成・確保と新規参入事業者の拡大を図ります。

(3) 防災・防犯対策の推進

施策名	施策の内容
地域防災体制の整備	○地区ごとの自主防災組織の設立を支援し、地域で介護・介助が必要な障害のある人に対する住民による救助、避難誘導體制の整備を図ります。
要配慮者避難体制の整備	○災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、要援護者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。
避難のための情報伝達	○要配慮者が円滑かつ安全に避難できるよう、迅速・的確な避難情報の伝達を行います。 ○防災・減災に向け、「高取町洪水ハザードマップ」の情報の周知に努めるとともに、「総合ハザードマップ」を作成し、周知に努めます。
避難先での支援	○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障害のある人が必要な物資の配給を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ○福祉避難所の指定を行い、住民への周知を図ります。
防犯体制の整備	○安全で住みよいまちづくりを進めるために、チラシの配布、地域での声かけ運動等とともに、緊急連絡網、障害のある人の状況に応じた周知方法の検討等、犯罪被害を防止する活動を促進し、防犯体制の整備を図ります。
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	○広報やパンフレット等により、悪質商法等についての情報の提供に努めます。 ○障害のある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、被害が発生した場合には、救済に関して必要な情報提供を行い、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

基本目標 6 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

～雇用・就労、社会参加、文化芸術活動・スポーツ等～

現状・課題

- ◇ 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター等で行われています。就職後の職場定着を図るための相談・援助体制の確立等に引き続き取り組む必要があります。
- ◇ 法定雇用率については、平成 25 年、平成 30 年と引き上げが行われたことに加え、平成 30 年からは精神障害のある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わるなど、相談支援体制の充実が必要となっています。
- ◇ 平成 30 年に「障害者文化芸術推進法」が施行され、障害のある人の文化芸術に関する機会の拡大や発表機会の確保が求められています。
- ◇ 障害のある人の社会参加を促進するためにも、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、社会活動の環境づくりや体制づくりが必要です。

基本的な施策

（１）就労支援及び多様な就業の機会の確保

施策名	施策の内容
企業等への啓発・広報	○「障害者雇用促進月間」等を中心に、町内の事業者への障害者雇用への理解と積極的な協力を要請します。
紹介、相談体制の充実	○公共職業安定所等の関係機関と連携し、障害のある人への職業紹介や相談、職場定着の支援、事業主への障害のある人の求職情報提供等、就労の促進を図ります。
就労や職場定着のための支援	○関係機関との連携により、障害のある人の就労や職場定着のための機会を提供し、毎年度実施している、職場実習生の受け入れを継続し、就労に向けての支援に、引き続き取り組みます。 ○町をはじめとして、公共機関等が率先して障害のある人の就労可能な分野への障害者雇用を積極的に推進します。
「障害者優先調達推進法」に基づく調達方針の推進	○「障害者優先調達推進法」に基づく「優先調達方針」において、目標を定め、福祉施設からの製品の購入や業務委託について、毎年度実績を公表します。

(2) 地域活動、文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策名	施策の内容
地域活動への参加促進	○自治会、ボランティア活動、祭り等の地域行事等、地域活動への障害のある人の参加を促進します。
情報提供と文化施設の利用促進	○開催している講座やクラブの情報を、役場、リベルテホール等で展示・配布するなど、障害のある人への情報提供体制の整備・充実を図ります。 ○リベルテホール等の文化施設で、障害のある人が自主的に文化芸術活動ができるように施設の利用促進に取り組みます。
生涯学習への参加機会の拡充	○「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるという生涯学習の基本的な考え方にに基づき、障害のある人が多様な学習活動に参加できるように努めます。
文化芸術活動への支援	○障害のある人の自立的な文化芸術活動を支援するため、発表の機会等の確保に努めます。 ○県の障害者作品展や奈良県障害者大芸術祭について広報し、障害のある人の文化芸術活動の機会の拡大に努めます。
障害者スポーツ大会等への参加促進	○県が実施する障害者スポーツ大会等への参加を促進します。

基本目標 7 行政サービス等における配慮の推進

現状・課題

- ◇ 発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者等について、町職員は様々な研修会に出席し、障害・疾病の特性や必要な配慮の理解に努めています。
- ◇ 町の事務・事業の実施にあたっては、「障害者差別解消法」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。
- ◇ 選挙事務の執行にあたっては、障害のある人が、その権利を円滑に行使することができるよう留意することが必要です。

基本的な施策

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

施策名	施策の内容
町職員等の障害者理解の促進	○町職員が窓口等において障害のある人への合理的配慮が適切に行えるよう、研修機会の充実に努めます。 ○行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。
町主催行事等における配慮の実施	○町主催行事等において、障害のある人が参加できるように情報伝達の方法を工夫するとともに、開催時に必要な配慮を行います。
選挙における配慮の実施	○点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ＩＣＴ）等の活用も検討しつつ、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。 ○移動に困難を抱える障害のある人たちに配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努め、障害のある人たちが自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

第 5 章 第 6 期障害福祉計画

1 令和 5 年度までの成果目標

令和 5 年度末までに達成すべき成果目標の目標値を、国の基本指針に基づき、第 5 期計画での達成状況や本町の実情等を勘案しながら、次のように設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行する。
- ・令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

■目標設定の考え方

地域生活移行者数の増加については、第 5 期計画の未達成分（1 人）を加味した目標値は 2 人になりますが、現在の入所者の状況等を踏まえ、1 人を目標としています。

施設入所者数の削減については、令和 2 年度中の増加が見込まれることから、目標値は 0 人としています。

■成果目標

【基準値】令和元年度末時点の施設入所者数：10 人

項目	数値	備考
地域生活移行者数の増加	1 人	基準値の 6% (0.6 人) 以上に設定
令和 5 年度末の施設入所者数	10 人	令和 5 年度の利用者見込み
施設入所者数の削減	0 人	増加が見込まれるため、0 人とする

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ・市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

■目標設定の考え方

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、橿原市・高取町・明日香村の広域で設置を検討し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

■成果目標

【基準値】令和元年度末時点の協議の場：0 か所

項目	数値	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 か所	令和5年度までの設置に向けて検討を進める

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- ・各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

■目標設定の考え方

橿原市・高取町・明日香村が協働で、相談支援、緊急時の受け入れ、一人暮らし体験の機能の整備を進めており、整備後も地域生活支援拠点等の機能充実と年1回以上の運用状況の検証・検討に努めます。

■成果目標

【基準値】令和元年度末時点の地域生活支援拠点等：1か所

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末までに、地域生活支援拠点として備える機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を整備する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1回	年1回以上、運用状況の検証・検討を行う

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の **1.27 倍以上**とする。
- ・就労移行支援事業利用者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の **1.30 倍以上**とする。
- ・就労継続支援 A 型事業利用者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね **1.26 倍以上**、就労継続支援 B 型事業利用者数を、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね **1.23 倍以上**とする。
- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、**7 割**が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の**7 割以上**とする。

■目標設定の考え方

一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数については、実績は0人となっていますが、1人を目標値として設定します。

■成果目標

【基準値①】令和元年度の一般就労への移行者数：0人

【基準値②】令和元年度末時点の就労定着支援事業所数：0か所

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	実績は0人のため、1人の移行を目指す
就労移行支援事業の利用者	1人	実績は0人のため、1人の利用を目指す
就労継続支援A型事業の利用者	0人	実績の 1.26 倍に設定
就労継続支援B型事業の利用者	0人	実績の 1.23 倍に設定
就労定着支援事業利用者数	—	現時点では、該当する事業所がないため、設定しない
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	—	

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

■目標設定の考え方

相談支援体制の充実・強化のための活動指標を設定し、地域の実情を踏まえながら、事業所等との連携により体制を確保します。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

■目標設定の考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための活動指標を設定し、障害福祉サービス等に係る研修の活用等、質の向上に向けた取り組み体制を構築します。

2 障害福祉サービスの見込み量

令和3年度から令和5年度のまでの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの見込み量を、第5期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■見込み量と確保方策

居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護については、地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスとして、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。今後も周辺市町村と連携し、事業者の新たな参入等を働きかけていきます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	145	141	157	185	198	211
	人/月	11	11	13	14	15	16
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	118	111	57	144	153	162
	人/月	13	15	11	16	17	18
行動援護	時間/月	63	96	120	114	114	114
	人/月	4	5	5	6	6	6
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型・B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量と確保方策

生活介護については、過去の実績を踏まえ、一定の利用ニーズが見込まれるため、地域生活の移行に伴う利用者の増加に対応できるよう、必要量の確保に努めます。

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）については、増加が見込まれるため、安定した利用ができるよう努めます。また、特別支援学校やハローワーク等の就労支援機関、商工会、企業等との連携のもと、就労支援に取り組みます。

短期入所については、介護者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も利用ニーズの高まりが予測されることから、必要に応じて利用できる体制の確保に努めます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日/月	518	528	541	540	540	560
	人/月	25	25	25	25	25	26
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	0	0	12	12	12
	人/月	0	0	0	2	2	2
就労移行支援	人日/月	0	0	26	36	36	36
	人/月	0	0	2	2	2	2
就労継続支援 （A型）	人日/月	41	33	74	111	111	111
	人/月	2	2	4	6	6	6
就労継続支援 （B型）	人日/月	81	102	106	119	119	119
	人/月	5	6	6	7	7	7
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	1	2	2	2	2	2
短期入所 （ショートステイ）	人日/月	2	4	4	10	15	20
	人/月	1	1	1	2	3	4

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。

■見込み量と確保方策

共同生活援助（グループホーム）については、令和3年度中にグループホームが1か所開設予定のため、利用を見込んでいます。入所・入院中の障害のある人の地域生活への移行を進めるにあたり、計画的な推進が必要となるため、今後も新規事業者の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の確保を図ります。

施設入所支援については、令和5年度末における成果目標を踏まえて見込みを設定しています。自立生活援助については、実績はありませんが、必要に応じて利用できる体制を整えます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	11	12	12	13	13	14
施設入所支援	人/月	10	10	11	11	10	10
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込み量と確保方策

計画相談支援については、増加を見込んでおり、相談ニーズの増加に対応するため、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保と質の向上に努めます。

施設または医療機関に入所・入院していて地域での生活を希望する障害のある人に対し、相談支援事業所や入所施設、医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人/年	97	131	160	172	184	196
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、必須事業と、町の独自事業を含む任意事業に分かれています。令和3年度から令和5年度のまでの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込み量を、第5期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

(1) 必須事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障害のある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量と確保方策

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、社会的障壁の除去を目指し、交流活動や啓発活動の促進を図ります。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無/年	無	無	無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み量と確保方策

障害のある人やその家族、地域住民等による活動への支援として、活動に必要な情報や活動を行う場の提供を行うとともに、ボランティアやNPO等の活動への支援に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援 事業	実施の 有無/年	無	無	無	有	有	有

③ 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。

■見込み量と確保方策

障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じて一貫した支援を受けられる相談支援体制の構築に向け、橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

本町では、基幹相談支援センターを設置していませんが、町内の相談支援事業者との連携により、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談員との協議の場において、情報共有、指導・助言を行うことで、連携強化や人材育成に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援 事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無/年	—	—	—	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設等と連携し、普及・啓発を行います。

■見込み量と確保方策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度についての広報に努めるとともに、相談機関と連携して、制度の利用が必要な人に対し支援を行います。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	件/年	1	1	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込み量と確保方策

県や近隣地域の状況を踏まえ、社会福祉協議会と連携し、法人後見実施のための研修等、法人後見支援に対する理解と周知に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無/年	—	—	—	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

事業名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人等が社会参加を行う際の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■見込み量と確保方策

障害のある人への合理的な配慮がなされる体制づくりが課題となっていることから、手話通訳者及び要約筆記者の派遣の充実に努め、情報のバリアフリー化を進めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
意思疎通支援事業	人/年	2	3	5	2	2	2

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

■見込み量と確保方策

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	0	0	1	1	1
在宅療養等支援 用具	件/年	1	2	2	1	1	1
情報・意思疎通支援 用具	件/年	2	3	0	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	163	169	208	216	228	240
住宅改修費	件/年	1	0	0	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込み量と確保方策

聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、県や近隣地域の状況を踏まえ、広域での養成研修の開催を検討します。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	—	—	—	0	0	0

⑨ 移動支援事業

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害のある人、全身性の障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

■見込み量と確保方策

利用ニーズの増加に対応するため、サービス提供事業所の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。また、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	時間/年	2,382	1,973	1,515	1,834	1,834	1,834

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

事業名	内容
地域活動支援センター 機能強化事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を強化します。

■見込み量と確保方策

障害のある人の自立、社会参加を図るため、事業の周知や利用促進に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター 機能強化事業	か所/年	1	1	0	1	1	1
	人/年	1	1	0	1	1	1

(2) 任意事業の推進

① 訪問入浴サービス事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度身体障害のある人で、「介護保険法」に基づく訪問入浴介護を受けることができない人に対して、訪問入浴サービスを行うものです。

■見込み量と確保方策

今後も事業内容の周知に努め、サービス利用の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	1	1	1

② 日中一時支援事業

事業名	内容
日中一時支援事業	日中において、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人・障害のある子どもについて、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

■見込み量と確保方策

日中一時支援事業については、一定のニーズが見込まれることから、サービス提供事業所とも連携しながら、必要量の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	人/年	2	2	3	3	3	3

③ 更生訓練費給付事業

事業名	内容
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害のある人等に対し、更生訓練費を支給することにより、社会復帰を促進します。

■見込み量と確保方策

今後も事業内容の周知に努め、サービス利用の確保に努めます。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
更生訓練費給付 事業	件/年	0	0	0	0	0	0

4 その他活動指標の見込み量

令和3年度から令和5年度のまでの各年度におけるその他活動指標の見込み量を次のように設定します。

(1) 発達障害のある人等に対する支援

指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定めます。

■見込み量と確保方策

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や子どものとの関わり方等を身につけることで、障害を早期に発見し適切な対応ができるよう、発達障害のある子どもだけでなく、その家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施について、関係機関と連携して検討していきます。

指標	単位	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人/年	0	1	1

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

指標	内容
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を定めます。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

■見込み量と確保方策

町内の相談支援事業者と連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談員との協議の場において、情報共有、指導・助言を行うことで、連携強化や人材育成に努めます。

指標	単位	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	1	1	1
相談支援事業者の人材育成への支援件数	件/年	1	1	1
相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	1	1	1

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

指標	内容
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修への町職員の参加人数の見込みを定めます。

■見込み量と確保方策

県等が実施する障害福祉サービス等に関する研修について、役場職員に対し周知・啓発に努めます。

指標	単位	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る 各種研修への町職員の参加人数	人/年	1	2	2

第 6 章 第 2 期障害児福祉計画

1 令和 5 年度までの成果目標

令和 5 年度末までに達成すべき成果目標の目標値を、国の基本指針に基づき、第 1 期計画での達成状況や本町の実情等を勘案しながら、次のように設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- ・ 児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置する。
- ・ 各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する。
- ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

■目標設定の考え方

利用ニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を確保します。また、医療的ケア児への支援のために、関係機関の協議の場の設置とコーディネーターの配置について検討を進めます。

■成果目標

【基準値】 令和元年度末時点の児童発達支援センター：0 か所

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1 か所	近隣市町村と連携して、設置を検討する
保育所等訪問支援の実施	有	利用ニーズに応じて、近隣市町村と連携して対応する
主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	利用ニーズに応じて、近隣市町村と連携して対応する
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	必要に応じて、近隣市町村と連携して設置を検討する
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	必要に応じて配置を検討する

2 障害児福祉サービスの見込み量

(1) 障害児支援サービス

令和3年度から令和5年度のまでの各年度における障害児支援サービスの種類ごとの見込み量を、第1期計画での利用状況や今後のニーズ等を勘案して、次のように設定します。

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活に適応するために専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある子ども等、重度の障害があり障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込み量と確保方策

障害のある子どもに対する福祉サービスのニーズは年々高まっていることから、サービス提供体制の構築が求められます。

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用者が増加傾向となっているため、事業者の新たな参入を促進するとともに、ニーズに応じた事業所のサービス向上を働きかけます。

障害児相談支援については、サービス提供事業所と連携し、利用ニーズに対応できるよう必要量を確保します。また、実績のない事業についても、必要に応じて対応できる体制の整備に努めます。

サービス名	単位	実績値			見込み量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日/月	57	63	95	110	120	120
	人/月	11	10	11	11	12	12
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日/月	56	66	67	100	110	120
	人/月	6	5	6	10	11	12
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/年	42	38	33	40	42	44
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーターの 配置人数	人/年	0	0	0	0	0	0

第7章 計画の推進方策と体制

1 計画の推進体制

(1) 住民との協働による福祉の推進

障害のある人が地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めるためには、行政と住民、地域、学校、事業者等、様々な主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。住民一人ひとりが意識を高め、地域全体で障害のある人を支えることができるよう、地域住民の理解促進に努め、地域における見守りや支援の強化を目指します。

(2) 関係機関との協働の推進

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、サービス提供事業所等の関係機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体との協働体制の強化に取り組み、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会との連携

橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会は、障害のある人にとって住みやすいまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関の連携により、障害のある人の社会参加を促進すること、また、安心して暮らすための支援体制を構築することを目的としています。今後も、圏域の課題や障害のある人のニーズ、圏域全体で検討する必要のある施策等、障害福祉に関する様々な事項を協議するとともに、それぞれが連携しながら計画を推進します。

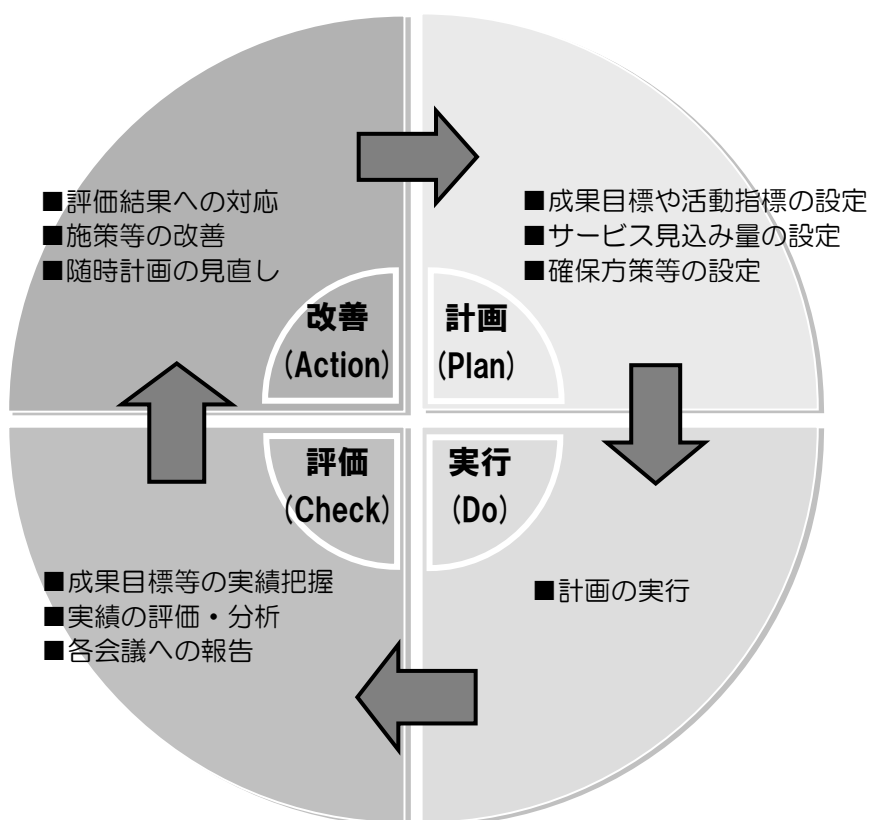
2 計画の進捗管理と評価

「障害者総合支援法」において、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること、とされています。

そのため、本計画では、PDCA サイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回は実績を把握していきます。その際、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

●○ PDCA サイクルとは ○●

PDCA サイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCA とは「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程が、計画の質を高めていく上で重要となります。



資料編

1 計画策定過程

時期	会議等	内容
令和2年6月16日 ～7月6日	障害者基本計画等策定のための アンケート調査	○高取町在住の障害者手帳所持者を対象に、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施。
令和2年8月	障害者基本計画等策定に関する ヒアリング調査	○高取町で活動している障害者関係団体及び橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会部会を対象に、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施。
令和3年1月27日	第1回 高取町第2期障害者基本計画等策定委員会	○委嘱状交付 ○会長選出 ○高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画・高取町第2期障害児福祉計画（素案）について
令和3年2月8日	第2回 高取町第2期障害者基本計画等策定委員会	○高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画・高取町第2期障害児福祉計画（案）について

2 計画策定委員会設置要綱

高取町第2期障害者基本計画等策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく高取町第2期障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく高取町第6期障害福祉計画及び児童福祉法（平成22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく高取町第2期障害児福祉計画を策定するため、高取町第2期障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から町長が委嘱する。
- 3 委員会に会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、委員会を掌理する。
- 5 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（設置期間）

第5条 委員会は、高取町第2期障害者基本計画及び高取町第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定により解散するものとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

3 計画策定委員会委員名簿

役職名	委員氏名	備考
高取町議会教育厚生委員長	米田 義一	
高取町自治会長	中村 秀雄	
高取町社会福祉協議会 理事長	東 扶美	策定委員会会長
高取町民生児童委員協議会長	岸田 道博	
高取町三師会長	奥村 徹	
橿原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会長	石井 日出弘	
高取町心身障害者（児）福祉協会会長 身体障害者相談員	川西 康陽	
高取町手をつなぐ育成会長	竹上 晶子	
知的障害者相談員	上本 千佳子	
生活支援センター ピあぽ〜と 所長	西岡 なつみ	
やすらぎの丘 施設長	山岡 亨	
雅乃郷 施設長	山本 愛	
就労支援事業者「ポーレ」 代表理事	明見 美代子	
高取町立たかむち小学校長	藤本 博一	
高取幼稚園長	山口 さおり	
育成幼稚園長	渡部 登志美	
たかとり保育園長	山本 栄子	

（敬称略 順不同）

4 用語集

	用語	説明
あ 行	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	医療的ケア	たんの吸引や経管栄養、導尿、呼吸管理等、重度の障害のある人の生活支援のために行う医療行為の一部。
	N P O	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、「特定非営利活動促進法」に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
か 行	檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会	地域で暮らす障害のある人にとって、住みやすいまちづくりを進めるための協議を行う場として、当事者団体、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関で構成する協議会。平成25年に「檀原市・高取町・明日香村地域自立支援協議会」という名称から、地域での日常生活及び社会生活を支える協議会として「檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会」と名称変更した。
	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をする事。
	高次脳機能障害	脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障害が生じている状態。高次脳機能障害は、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障害と定義される。記憶障害や失語症、遂行機能障害といった障害が含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。
	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁（バリア）を取り除く（フリー）ために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
さ 行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会等の地域住民を単位として組織された任意団体をいう。
	重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。
	障害者基本法	障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉の増進を目的とする法律。障害者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。
	障害者虐待防止法	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律。

	用語	説明
さ 行	障害者権利条約	平成 18 年 12 月、国連総会において採択され、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
	障害者差別解消法	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。一部の附則を除き平成 28 年 4 月から施行。
	障害者週間	昭和 16 年 6 月の「障害者基本法」の改正により、障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間を設定している。
	障害者就業・生活支援センター	障害のある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。
	障害者総合支援法	障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害のある人の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害のある人の就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。
	情報通信技術（ICT）	情報・通信に関連する技術一般の総称。学校教育の現場においても、このような機器を導入することで、わかりやすい授業環境の実現や、子どもたちの情報活用能力の育成の一翼を担うものとして期待されている。
	自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療と更生医療、育成医療がある。
	成年後見制度	認知症や障害により判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た 行	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	日常生活を送るのに不安があったり、サービス利用等の判断がひとりで十分にできない人が、本人の代わりに日常生活の援助を受けるためのサービスの申し込みや、契約、金銭管理等を専門員や生活支援員に頼むことができる事業。

	用語	説明
た 行	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、一人ひとりの状況やその変化に応じて、福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。
	特別支援学級	障害のある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。
	特別支援学校	障害により学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。
	特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。
な 行	難病	原因不明で、治療方針が未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけではなく、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担が大きい疾病。
は 行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するもの。
	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、高齢者や障害のある人だけではなく、すべての人にとって日常生活の中に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	ピアサポート	医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。
	ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の従業員数を上回る規模の企業に対して、障害のある人（身体・知的・精神）の雇用を一定の割合以上で雇用する義務があり、この割合のことを法定雇用率という。

	用語	説明
ま 行	民生委員・児童委員	「民生委員法」により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。「児童福祉法」の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や 行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
ら 行	レスパイト	介護者が一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

高取町第2期障害者基本計画及び
高取町第6期障害福祉計画・
高取町第2期障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発 行：奈良県高取町

編 集：高取町役場 福祉課

〒635-0154 奈良県高市郡高取町観覚寺 990-1
TEL：(0744) 52-3334 FAX：(0744) 52-4063
